

# 延岡市障害者プラン

延 岡 市

## はじめに



今日、社会福祉制度は著しく変化しておりますが、障害福祉分野においては、平成12年4月に「介護保険制度」が施行され、平成15年4月からは、身体障害・知的障害のある人や子どもに対する新しい福祉サービスの利用の仕組みである「支援費制度」が導入されました。また精神保健福祉の分野でも、精神障害のある人の自立を促進するための支援が、本市でも一部開始されています。

この度、このような制度の変化等に対応するとともに、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害福祉施策の更なる充実と発展のために、新しく「延岡市障害者プラン」を策定いたしました。

プランを策定するにあたり、障害のある人やその家族のニーズをできる限り把握するため、「障害者プランに関するアンケート調査」並びに「障害者プランに関する意見を聴く会」を実施し、多くの貴重なご意見をいただき、参考にさせていただきました。

今後は、このプランに基づき、関係機関や関係団体等との連携のもと、障害福祉施策の充実に努めてまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、このプランの策定にあたり、ご尽力いただきました「延岡市障害者プラン懇話会」の委員の皆様並びに「意見を聴く会」にご参加いただいた団体や関係者の皆様方のご協力に心から厚くお礼申し上げます。

平成17年3月

延岡市長 櫻井 哲雄

# も く じ

はじめに

## 第1章 総論（計画の趣旨・基本的な考え方）

1	障害福祉施策の国内外の動き	5
2	延岡市のこれまでの取り組み	8
3	プラン策定の趣旨	9
4	計画の期間	10
5	計画の位置付け	10
6	基本理念（基本的な考え方）	11
7	基本指針（目標とするところ）	11
8	プランの施策体系	12

## 第2章 各論（障害福祉施策推進のための具体的事項）

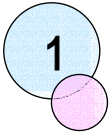
1	啓発・広報	15
2	生活支援と情報	23
3	福祉サービス	33
4	保健・医療	40
5	教育	49
6	雇用・就労	53
7	生活環境	57
	用語の解説	65

## 参考資料

1	延岡市の障害者数の推移	70
2	計画策定の経過	71
3	延岡市障害者プラン懇話会規則	72
4	〃 懇話会委員名簿	73
5	延岡市障害者プランに関する意見を聴く会実施概要	74
6	延岡市障害者プランに関するアンケート調査実施概要	75
7	障害福祉施策の国内外の動き～年表	80

# 第1章 総論

(計画の趣旨・基本的な考え方)



## 障害福祉施策の国内外の動き

国際連合は、1981(昭和56)年の『国際障害者年』を経て、1982(昭和57)年に障害のある人の完全参加と平等を目指す『障害者に関する世界行動計画』を採択し、1983(昭和58)年から1992(平成4)年までの10年間を『国連・障害者の十年』と定めて、各国において行動計画を策定し、障害福祉を推進することを提唱しました。

その後、『国連・障害者の十年』の終了を受けて、アジア太平洋地域における『障害者に関する世界行動計画』をさらに推進するために、1992年にESCAP『アジア太平洋障害者の十年』をスタートさせました。この十年は、2002(平成14)年のESCAP総会において、日本の提唱によりさらに10年の延長がなされ、同年10月に滋賀県で開催されたハイレベル政府間会合において、すべての人のための障壁のないかつ権利に基づく社会に向けた行動課題『びわこミレニアムフレームワーク』が採択されました。この会合により、アジア太平洋地域における協力体制の強化について、日本が主導的な役割を果たすこととなり、2002年に策定された国の新しい『障害者基本計画』の中にもその方針が示されています。

### 用語解説

#### ESCAPアジア太平洋障害者の十年

ESCAPは、国連経済社会理事会の地域委員会の一つで、アジア太平洋地域の社会開発と域内外の経済関係を強化すること目的とする。加盟国は61ヶ国。アジア太平洋障害者の十年は、ESCAP域内各国による国際的障害者施策推進運動のこと。

#### びわこミレニアムフレームワーク

滋賀県大津市で開催された会合において提唱された行動目標で、「すべての人々のための社会、社会的・経済的・文化的のみならず制度的・物理的・態度的なバリアのない社会、すべての個人の人権に基づく社会の3つの社会の実現に向けた問題、行動計画や戦略」を概説したもの。

一方、日本では、『障害者に関する世界行動計画』の国内行動計画として、また初めての障害福祉施策に関する長期行動計画となる『障害者対策に関する長期計画』を1982（昭和57）年に策定しました。その後継計画として、1993（平成5）年には、ノーマライゼーション とリハビリテーション の理念を掲げた『障害者対策に関する新長期計画』が策定され、この計画は、同年に改正された障害者基本法に基づく『障害者基本計画』として位置付けられました。

また、1994（平成6）年に『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法」）』、2000（平成12）年に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）』が制定され、建築物や交通の分野でのバリアフリー化 に向けた制度の整備が進められ、障害のある人の社会参加を阻んでいた資格の欠格条項の見直しも行われました。

以上のような経過を経て、2002（平成14）年に、新長期計画のノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を継承した新しい『障害者基本計画』及び『重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）』が策定され、2003（平成15）年から開始された障害者支援費制度とともに、自己選択・自己決定のもとにあらゆる活動に参加し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指すこととなりました。

#### **ノーマライゼーション**

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

#### **リハビリテーション**

障害のある人の身体的・精神的・社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであり、障害のある人のライフステージの全ての段階において全人間的復権に寄与し、自立と参加を目指すとの考え方。

#### **バリアフリー**

障害のある人が社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味。住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会的・制度的・心理的等の全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

宮崎県では、1981（昭和56）年の『国際障害者年』をふまえ、1982（昭和57）年に『宮崎県障害者施策の長期計画』を策定し、障害福祉施策の推進に取り組んできました。その後、国の新長期計画等の動きを受けて、1995（平成7）年に後継計画としての『宮崎県障害者施策の新長期計画』を、さらに『宮崎県福祉のまちづくり懇話会』の4年間にわたる意見交換をふまえて、1999（平成11）年に『宮崎県福祉のまちづくり基本構想』、2000（平成12）年に『宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例』を策定し、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいます。そして、2001（平成13）年には、社会情勢の変化や障害のある人のニーズの多様化に対応するために、『宮崎県障害者計画』を策定し、宮崎県内の障害のある人の自立と社会参加の支援、自己選択・自己決定の尊重等を理念において障害福祉施策を推進しています。



## 2

## 延岡市のこれまでの取り組み

本市は、1980（昭和55）年に宮崎県で初めて『障害者福祉都市』に指定され、2年間にわたり市庁舎をはじめ公共施設等の自動ドア・スロープ等の設置を行い、『国際障害者年』である1981（昭和56）年には、3月定例議会において『障害者の完全参加と平等実現のための決議』を採択し、市をあげて障害のある人に関する取り組みを行いました。その後、1983（昭和58）年に、市民すべての心身の健康増進を図り、美しく明るい都市づくりのための『健康都市宣言』を行い、1994（平成6）年には、それをさらに発展させて、地域の特性を活かし、健康で快適な質の高い生活ができるまちを目指す『健康文化と快適なくらしのまち創造プラン』を策定しました。

この間に、1992（平成4）年に『国連・障害者の十年』の終了を受けて、『延岡市障害者福祉推進懇話会』を設置し、障害のある人の実態やニーズの把握、新しい障害福祉の在り方などを明らかにして、完全参加と平等の実現を目指すこととなりました。その実現の一步として、1995（平成7）年から3年間にわたり『延岡市障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業』に取り組み、主に、川中地区をモデル地区としてバリアフリー化の整備を実施しました。



1997（平成9）年には、『共に輝き創る交流拠点都市のべおか』の実現に向けて、『第4次延岡市長期総合計画』を策定し、市民一人ひとりが健康で生きがいと安らぎのある福祉社会を目指す『あたたかく共に支える健康都市』を掲げました。この目標と国や県が示した障害福祉施策に関する長期計画との整合性を図りながら、ノーマライゼーションとりハビリテーションの理念を掲げた『延岡市障害者プラン』を1999（平成11）年に策定し、現在に至っています。

### 3

## プラン策定の趣旨

今回の新しいプランは、平成11年3月策定の『延岡市障害者プラン』の計画期間終了を受けて策定するものです。策定に至るまでに、介護保険制度や障害者支援費制度の施行、精神保健福祉サービスの拡充など福祉保健分野全体が大きく変化しています。また、そのような社会情勢の変化に加え、障害の重度・重複化や障害のある人のニーズの多様化等により、障害のある人を取り巻く様々な環境も変化しています。

今回のプランは、平成14年12月に策定された国の『障害者基本計画』に基づきながら、前回の『延岡市障害者プラン』の基本理念と基本指針を再構築し、新たな時代に向けた障害福祉施策のさらなる発展のために策定するものです。



#### 障害者支援費制度

平成15年度から施行された新しい障害福祉サービス制度。これまで「措置制度」であった在宅・施設サービスが、利用者の自己選択・自己決定のもと、サービス提供事業者との「契約」に基づいて行われる。

4

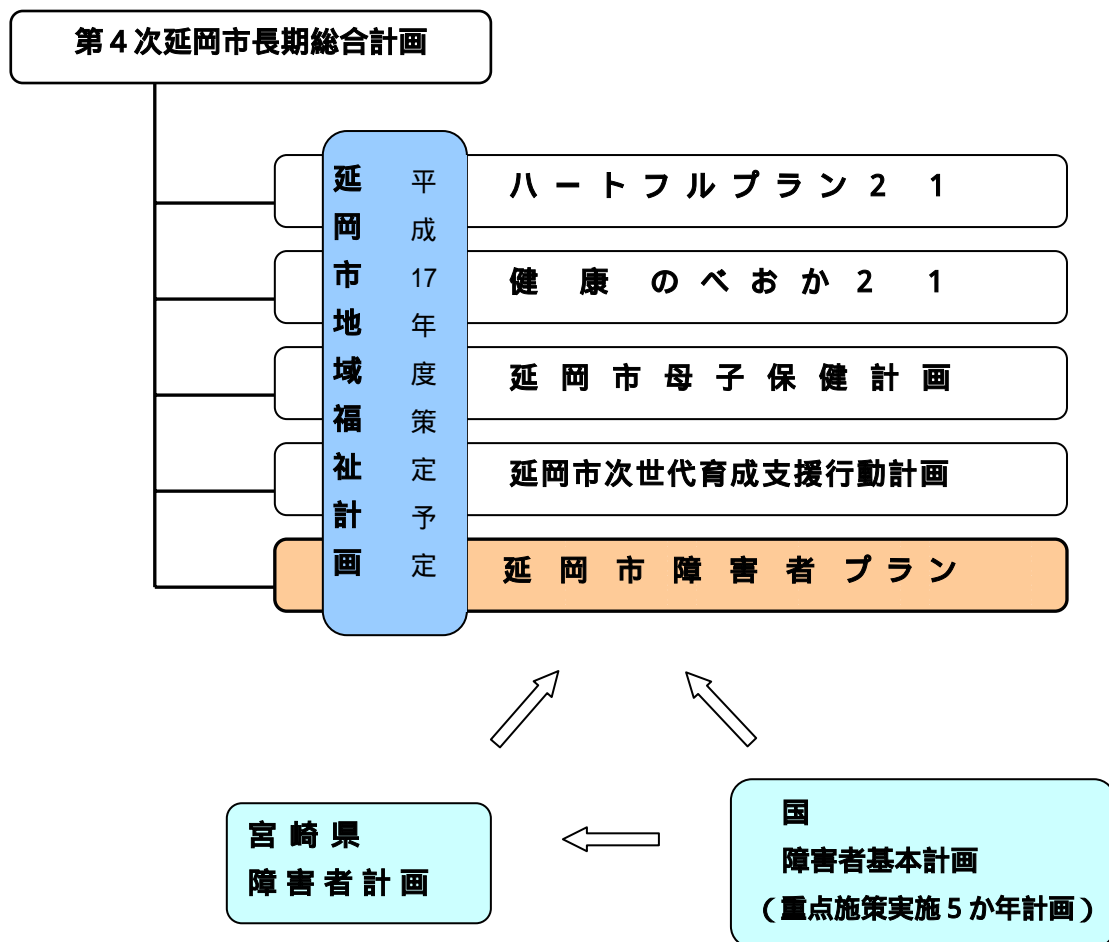
## 計画の期間

このプランの計画期間は、平成17年度（2005年4月）から平成26年度（2015年3月）までの10年間とします。

なお、今後の法制度の改正や社会情勢等の変化によっては、必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

5

## 計画の位置付け



## 6

# 基本理念（基本的な考え方）

リハビリテーション及びノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を築き、自己選択と自己決定のもとにあらゆる活動に参加、参画できる社会の実現に向けて、総合的・計画的な施策の推進を図ります。

## 7

# 基本指針（目標とするところ）

旧プランの基本指針であった心のバリアフリー、情報のバリアフリー、制度のバリアフリー、生活環境のバリアフリーの4つの指針を再構築し、誰もが安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを目指します。

### （1）心のバリアフリー

障害についての無知、無関心による偏見や差別を無くし、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会を築くために、障害及び障害のある人への理解促進に努めます。

### （2）情報のバリアフリー

情報を収集・発信するのに障害がある人に対して、的確に情報提供等ができる体制を整備し、コミュニケーションの障壁（バリア）の解消に努めます。

また福祉制度の複雑化等に対応するため、関係機関との連携を図り、障害のある人にとって分かりやすい情報の提供と相談体制を築きます。

### （3）制度のバリアフリー

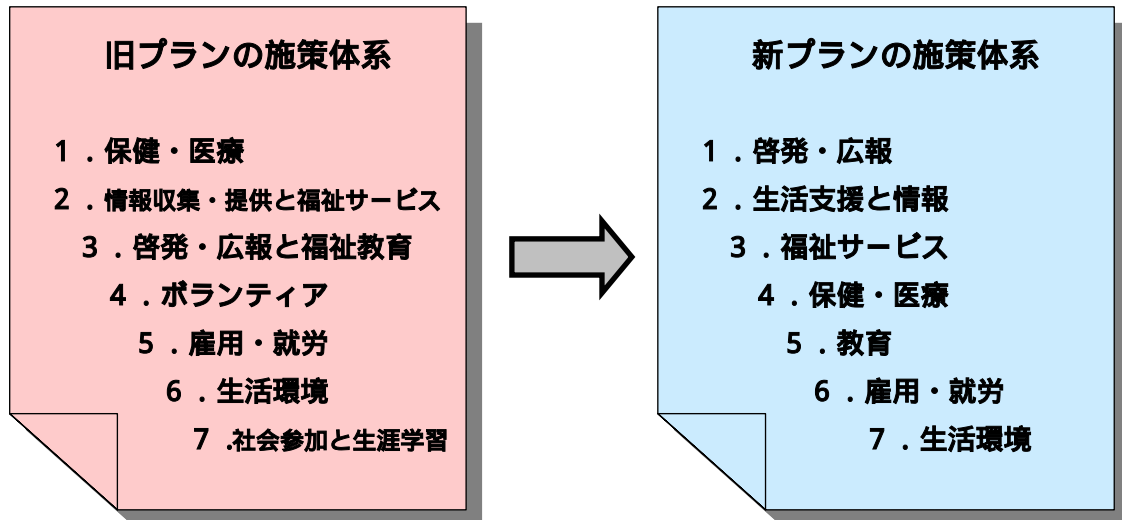
障害のある人やその家族を支援するための制度の周知がされていない、制度が複雑で利用しにくい、サービス提供機関の連携が不十分等の障壁（バリア）を解消し、障害のある人やその家族が安心して制度等を利用できる環境づくりに努めます。

### （4）生活環境のバリアフリー

誰もが安全で、快適に生活し社会参加できるよう、住環境、建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を図ります。

また障害のある人の防災、防犯対策に努めます。

## (1) 施策体系の見直し



平成15年度からの障害者支援費制度の施行により、障害のある人が自己選択・自己決定のもとに、計画的にサービスを利用することになり、そのための情報提供や相談支援が必要不可欠になってきました。

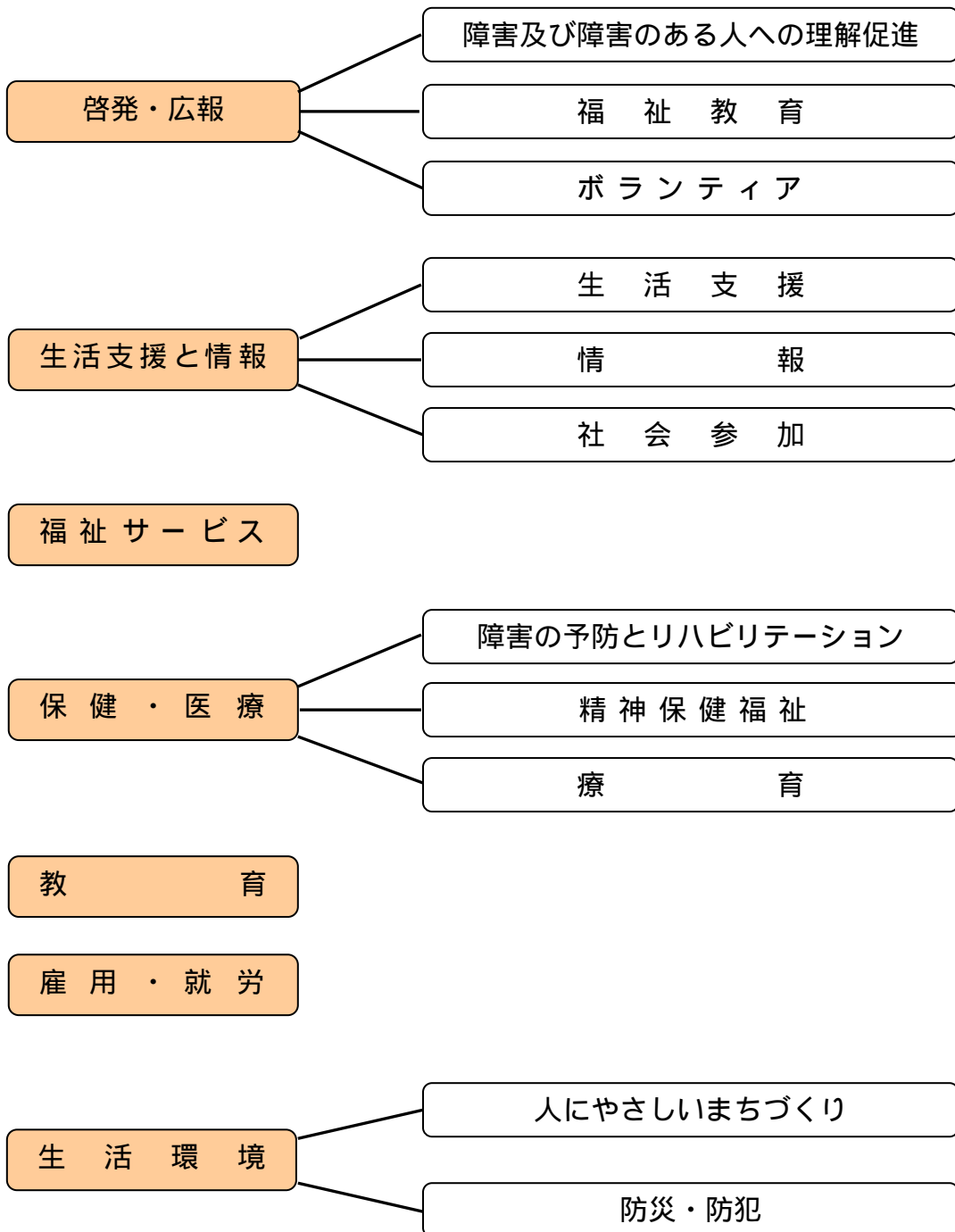
また、行政及びサービス提供者も障害のある人の様々なニーズを把握し、そのニーズに沿った事業の実施、サービス提供や相談支援を行うことが必要であるため、各関係機関と連携を図り、総合的・継続的に障害のある人を支援していくことが望まれます。

そのため今回策定するプランでは旧プランの施策体系を見直し、『情報収集・提供と福祉サービス』を『生活支援と情報』及び『福祉サービス』の2つに分けて、充実した施策の展開を図ります。

さらに『教育』の施策項目を新規に設定し、障害のある子どもの教育支援について、福祉と教育分野の関係機関が連携を図り、幼児期からの一貫した教育支援体制の整備に努めます。

「ボランティア」、「社会参加と生涯学習」については、「啓発・広報」に再編成しています。

## (2) 施策体系図



# 第2章 各論

( 障害福祉施策推進のための具体的事項 )

---

# 1 啓 発 ・ 広 報

---

## ( 1 ) 障 害 及 び 障 害 の あ る 人 へ の 理 解 促 進

### 現状と課題

本市の障害者プランの基本指針である『心のバリアフリー』を実現するために、障害及び障害のある人への理解促進のための広報活動や障害者団体等が主催するイベント等の後援を随時行っています。また、毎年開催している『障害者週間記念行事事業』では、県内外から障害福祉分野で活躍する個人や団体を招いて講演会等を実施し、市民に対して、障害及び障害のある人への理解促進に努めています。

今後も障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及に努め、障害及び障害のある人への理解促進のための啓発・広報活動を推進する必要があります。

#### < 主な啓発・広報活動 >

- 4月 夢キャンプ in すみえ
- 5月 ふれあい福祉まつり
- 6月 小さな星のコンサート
- 7月 ふれあいサマーガーデン
- 8月 夢コンサート 21
- 9月 知的障害者福祉月間及び障害者雇用促進月間
- 10月 精神保健福祉普及運動  
ふれあい福祉運動会、心身障害児者泳ごう会
- 12月 障害者週間  
障害者週間記念行事事業  
市民ふれあいパーティー  
みんなで音楽会

## 施策目標

---

広報『のべおか』や本市のホームページを積極的に活用して、障害及び障害のある人への理解促進のための広報・啓発活動を推進します。

リフレッシュのべおか出前講座等の生涯学習講座を活用して、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。

人権尊重への理解促進のための啓発イベント等を継続的に主催・後援し、障害及び障害のある人への理解促進に努めます。

障害者団体や市民団体との連携を図り、障害の有無にかかわらず、人権尊重の啓発について総合的に取り組みます。



## 施策展開

市民に対して、障害及び障害のある人への理解促進に努め、心のバリアフリーを実現するために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
人権セミナー	障害のある人、同和問題、子ども、女性など身近な人権問題について理解を深める。	参加者数 1,300人	参加者数 1,500人
生涯学習情報提供事業 (出前講座) (再掲 P.19.41.45)	市民に生涯学習の情報を提供し、障害のある人をはじめ市民一人ひとりが生きがいのある人生を送れるよう支援する。	利用件数 686人 (15年度)	利用件数 800人
障害者週間記念 行事事業	障害者週間(12/3~12/9)の趣旨を広く市民への周知を図り、障害や障害のある人に対する理解とノーマライゼーションの理念の普及を図る。	参加者数 266人	参加者数 280人
延岡市ふれあい事業 (再掲 P.21)	「ふれあい福祉まつり」「心身障害児者泳ごう会」への参加を通して、障害の有無に関わらず、障害及び障害のある人に対する理解を深める。	参加者数 福祉まつり 5,000人 泳ごう会 192人	参加者数 福祉まつり 6,000人 泳ごう会 210人
点字・声の広報等 発行事業	視覚障害のある人に対して、点字又は声による広報紙等を発行する。	発行部数 点字 100部 声 30部	全ての対象者への配布を目指す。
広報紙等の活用 (再掲 P.31.61)	広報「のべおか」や市のホームページ等を活用し、障害及び障害のある人への理解を深めるため、広報・啓発を実施する。	-	実施回数 年4回

## (2) 福祉教育

### 現状と課題

障害及び障害のある人への理解に限らず、人権や福祉に関する意識を根づかせるためには、幼少期から地域交流等を通して、社会体験する機会を提供することが大切です。しかしながら少子高齢化社会となった現代社会において、隣近所いわゆる地域交流の希薄化が進み、社会体験できる機会が少なくなっています。

本市では、以前から学校や地域において、社会福祉協議会やボランティア協会によるハンディキャップ疑似体験教室やリフレッシュのべおか出前講座等を実施し、人権や福祉教育の機会を広く市民に提供してきました。平成14年度からは『総合的な学習の時間』の創設により、多くの小中学校が福祉をテーマにした授業に取り組んでおり、社会福祉普及推進指定校等では幅広い取り組みが行われてきました。

このようなことから、今後とも市民全体に対して人権や福祉教育の促進に努めるとともに、幼少期から高齢期までの生涯を通して、様々な学習する機会を提供し、ノーマライゼーション理念の普及を図る必要があります。

### 施策目標

---

障害及び障害のある人への理解促進のために、リフレッシュのべおか出前講座等の生涯学習講座の活用と充実を図ります。

保育所や幼稚園、小中学校、高等学校、大学との連携を図り、総合的な学習の時間や園外、クラブ活動、実習等を活用した交流や福祉教育を推進します。

地区社会福祉協議会やこども会等の活動を通して、地域での福祉教育を推進します。

## 施策展開

生涯を通して学習する機会を提供し、福祉教育の促進に努めるとともに、ノーマライゼーション理念の普及を図るために、以下のような施策を展開します。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
生涯学習情報提供事業 (出前講座) (再掲 P.19.41.45)	市民に生涯学習の情報を提供し、障害のある人をはじめ市民一人ひとりが生きがいのある人生を送れるよう支援する。	利用件数 686人 (15年度)	利用件数 800人
地域教育力活性化事業	子どもたちに異年齢間での交流や様々な体験活動を通じて、自ら学ぶ力や豊かな人間性などの「生きる力」を育む活動。	参加者数 60人	参加者数 100人
人材バンク	障害のある人をはじめ市民の様々な学習ニーズに対応するため様々な分野で指導できる人材を発掘し、人材バンクを登録する。	登録者数 114人	登録者数 150人
大学の人材活用	障害福祉施策をはじめ福祉全体に関係する事業の実施にあたり、九州保健福祉大学や聖心ウルスラ学園短期大学の教員を活用し、事業の効果的な展開を図る	様々な事業において専門的な立場からの指導助言等を得ることにより、事業の効果的な施策の実施を図る。	
社会福祉援助技術 現場実習	学生等に対し、将来、社会福祉従事者として、福祉事務所等の機能や役割を学ぶとともに、そこに必要とされる知識及び技術を社会福祉現場において具体的かつ実践的な体験を通じて理解する。	実習受入数 20人	実習受入数 20人
福祉をテーマとする 授業の実施	「総合的学習の時間」において、福祉施設訪問やハンディキャップ疑似体験等を通して、障害及び障害のある人に対する正しい知識と理解を深めるなど福祉をテーマとする授業を展開する。	教育課程に基づき授業実施に取り組んでいる。	地域や福祉関連団体との連携を強めながら、取り組みの充実を図る。

### (3) ボランティア

#### 現状と課題

障害のある人やその家族の地域生活、社会参加を促進する上で、既存の行政サービスでは補完できない部分をボランティア等のインフォーマルサービスを活用して、支援する動きが全国的に見受けられます。

また阪神淡路大震災や台風などの災害により、ボランティアに対する関心が高まり、現在では、地域単位や学校単位でのボランティア活動が活発になってきています。

本市でも社会福祉協議会のボランティアセンター、延岡市ボランティア協会が中心となり、ボランティアの育成と普及に努めています。最近では、学校の児童生徒・学生が中心となって活動している事例や地区社会福祉協議会等の活動事例があり、ボランティアのところが広く市民に浸透してきています。

今後、関係機関が連携を図り、障害の有無にかかわらず、誰もがボランティア活動に参加できる環境を整備する必要があります。さらに近年の様々な災害から、災害弱者への対策について論議されており、本市においても災害等の発生時に、障害のある人を支援するためのボランティア活用について検討する必要があります。

#### インフォーマルサービス

公的機関が行う制度に基づいたサービスではなく、近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことをいう。

#### 施策目標

---

関係機関と連携を図り、障害のある人やその家族の地域生活を支えるため、専門ボランティアの養成に努めます。

関係機関と連携を図り、小中学校の児童生徒や高校生、大学生、企業等、地域住民のボランティア活動への理解と活動参加を促進します。

障害のある人のための防災支援について、ボランティア等を活用した支援体制の整備を検討します。

## 施策展開

障害のある人の地域生活を支えるために、関係機関と連携し、ボランティアの養成とその活用について、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
手話奉仕員養成事業	聴覚障害のある人のコミュニケーション支援のための手話奉仕員を養成する。	登録者数 25人	登録者数 40人
要約筆記奉仕員養成事業	聴覚障害のある人のコミュニケーション支援のための要約筆記奉仕員を養成する。	登録者数 10人	登録者数 15人
朗読奉仕員養成事業	視覚障害のある人のコミュニケーション支援のための朗読奉仕員を養成する。	登録者数 32人	登録者数 60人
点訳奉仕員養成事業	視覚障害のある人のコミュニケーション支援のための点訳奉仕員を養成する。	登録者数 12人	登録者数 20人
パソコンボランティア養成・派遣事業 (再掲 P.28)	障害のある人のパソコン利用促進のために専門ボランティアを養成し、派遣する。	登録者数 0人	登録者数 10人
ボランティア参加への促進 (再掲 P.17)	関係機関と連携し、「ふれあい福祉まつり」「心身障害児者泳ごう会」等への市民の参加を促進させ、ボランティア活動への理解を深める。	参加者数 福祉まつり 5,000人 泳ごう会 192人	参加者数 福祉まつり 6,000人 泳ごう会 210人
福祉体験学習	延岡市ボランティアセンターとボランティア協会の共催によるハンディキャップ疑似体験等を通して、福祉全体への理解を促進するとともに福祉ボランティアを養成する。	関係機関との連携のもと、団体や市民に対して、ボランティアへの理解や参加促進を図る。	

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
小中学生ボランティア体験セミナー	ボランティアセンターが開催するハンディキャップ擬似体験等を通して、小中学生に対し、障害や障害のある人への理解促進やボランティアの養成を行う。	参加者数 40名	参加者数 60名
青少年ワークキャンプ	ボランティアセンターが開催するワークキャンプを通して、高校生に対し、障害のある人や高齢者の介護による福祉への理解促進やボランティアの養成を行う。	参加者数 20名	参加者数 30名
地区社会福祉協議会の活用 (再掲 P.31)	障害のある人に対し、市内18地区ある地区社会福祉協議会の地域活動や交流等への参加を促進させ、福祉の向上を図る。	障害のある人に対して、地域活動等の情報提供を行うとともに、地区社会福祉協議会と連携して参加促進を図る。	
障害者防災支援事業 (再掲 P.63)	災害等の発生時に、避難等に支援が必要な障害のある人を登録し、地域やボランティア等との連携のもと、防災に関する支援を行う。	早期の整備を目指す。	



---

## 2 生活支援と情報

---

### (1) 生活支援

#### 現状と課題

社会情勢や社会制度の変化、障害のある人のニーズの変化により、障害福祉に関する相談内容は複雑・多様化してきています。それに応じて相談機関等は、相談体制の充実を図ってきましたが、一方で窓口の分散化、福祉制度の手続きの複雑化等の問題が生じています。

そのため本市では、障害者生活支援事業所に業務委託をして、障害のある人の地域生活を支援するための総合的な相談窓口を設置し、福祉サービスの利用援助や社会資源の活用支援、人間関係などの悩み相談、ピアカウンセリングなど、障害のある人が地域で生活していく上で必要な相談や情報の提供等を行っています。

また本市のホームページ、障害者生活支援事業所のホームページ・電子メールを利用した相談や情報提供等を行い、コミュニケーションに支障がある人や相談窓口まで来られない人のために、インターネットを活用しています。

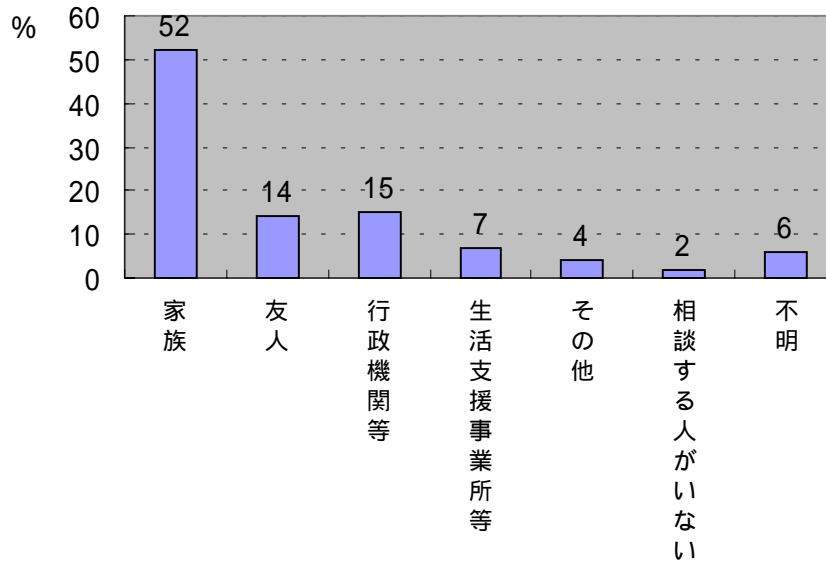
しかしながら、『障害者プランに関するアンケート』の調査結果では、障害のある人が悩みなどを相談する相手（機関等）として、「家族」が52%、「友人」が14%、「行政機関等」が15%、「生活支援事業所等」が7%となっており、事業所等が行政機関のおよそ半数となっています。今後とも安心して利用できる身近な相談事業所として周知を図り、障害のある人とその家族の利用促進に努める必要があります。

また障害のある人の地域生活を支えるために、関係機関と連携を図り、安定した情報の収集・提供に努め、障害のある人の生活を総合的に支援していくことも必要です。

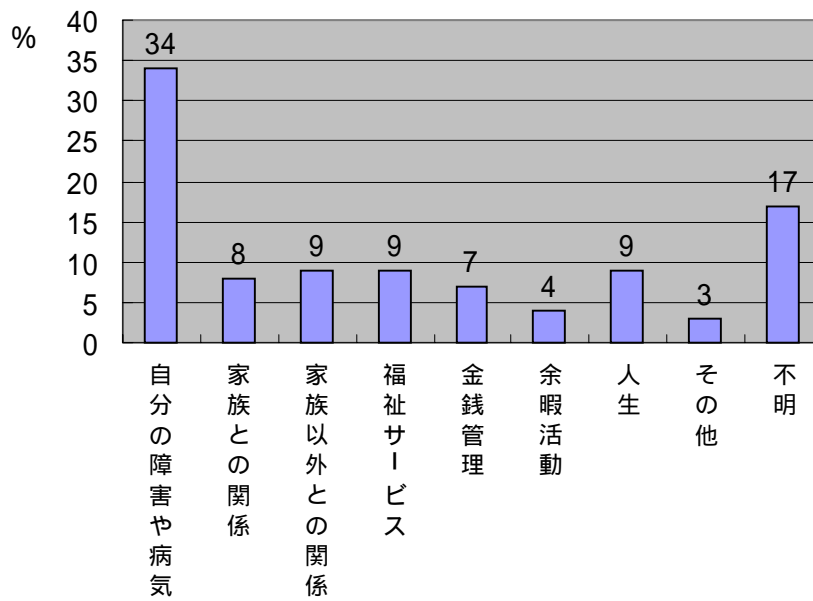
#### 障害者生活支援事業所

在宅の障害のある人に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会性活力を高める支援、ピアカウンセリング、生活情報の提供等を総合的にを行い、障害のある人やその家族の地域生活を支援し、自立と社会参加を促進させるための相談事業所。本市は、ばれっと（社会福祉協議会）きらり（光紀会）に委託している。

### 悩みなどを相談する相手（機関等）



### 悩みの内容



## 施策目標

---

障害のある人とその家族が安心して地域生活ができるよう、関係機関との連携を図り、障害者ケアマネジメント を推進します。

障害のある人が、安心して福祉サービス等を自己選択・自己決定できるように、相談窓口のほかにインターネット等を利用した相談体制を整備し、安定した情報の提供に努めます。

障害のある人やその家族の身近な相談に対応するため、身体障害者相談員や知的障害者相談員を活用し、ピアカウンセリング の充実を図ります。

障害のある人の財産権や人権擁護のため、地域福祉権利擁護事業 、成年後見制度 の周知と制度利用の促進を図ります。

### 障害者ケアマネジメント

多様なニーズを持つ障害のある人が、自分の機能を最大限に発揮して地域で健康に過ごすこと  
目的として、フォーマル及びインフォーマルな支援と活動のネットワークを組織し、調整し、維持することを計画する人（チーム）の活動をいう。

### ピアカウンセリング

「ピア」とは仲間のことで、自分の体験を踏まえて同じ仲間の相談（カウンセリング）を行うこと。専門家のカウンセリングと異なり、障害があるという共通の経験から社会生活を営む上で、必要な生活能力の習得や個別的支援を行い、自立に寄与する。

### 地域福祉権利擁護事業

知的障害や精神障害のある人や認知症（痴呆症）の人などの自己判断により、サービスを適切に利用することが困難な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常生活の見守り・金銭管理の支援を行う。

### 成年後見制度

財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自ら行使することが困難であるような認知症、知的障害、精神障害のある人などの、判断能力に制限のある人の保護体制の充実と法律行為全般の援助のために、家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任する制度。

## 施策展開

障害のある人やその家族の地域生活を支援するために、相談体制の充実に向けて、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
障害者生活支援 委託事業	障害のある人に対し、社会生活力を高めるための支援や相談を総合的に行い、障害のある人やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進する。	相談件数 520件	相談件数 620件
障害者ケアマネジメント 従事者の活用	障害のある人の福祉サービス利用に関する調整等を行い、障害のある人の地域生活を総合的・計画的に支援する。	障害者ケアマネジメント従事者の資格をもつ施設職員等の活用を図る。	
障害者相談員の活用	宮崎県が委託する障害者相談員を活用し、障害のある人の日常生活の悩み等をピアカウンセリングする。	障害者相談員（ピアカウンセラー）を活用し、障害のある人の身近な相談に応じるよう充実を図る。	
民生委員・児童委員 との連携	地域において、障害福祉に関する連絡調整や生活全般にわたる相談・指導を行い、福祉事務所をはじめとする関係機関との連携のもと適切な対応を行う。	地域における障害のある人の課題を把握し、情報提供その他の支援や助言を行う。また地域活動の推進や市民の地域活動への参加促進を図る。	
成年後見制度利用事業 (再掲 P.38)	判断能力が不十分な障害のある人の権利擁護のために、成年後見制度の申立て費用を支援する。	制度の周知を図り、対象となる障害のある人の福祉の増進を目指す。	
電子メール相談・情報 提供事業 (再掲 P.28)	児童家庭課の電子メールを利用し、窓口まで来られない障害のある人やその家族に対して、相談や情報提供を行う。	-	相談件数 60件
精神障害者地域生活 支援センター (再掲 P.45)	精神障害のある人の在宅福祉の中心的役割を担う施設として、相談業務や関係機関とのコーディネートを行い、利用者のニーズに応じた援助を提供する。	-	施設数 1箇所

## (2) 情報

### 現状と課題

情報通信技術が急速に進化し、携帯電話やパソコン等の情報機器の普及が著しい現代社会において高度情報通信化の波は、確実に、障害福祉分野にその影響をもたらしています。

本市では、障害福祉ガイドブックを窓口で提供するとともに、ホームページでも掲載し、情報提供に努めています。また電子メールによる相談や問い合わせにも対応できる体制を整備するなど、インターネットの活用を図っています。

しかしながらインターネット等の情報機器を利用した社会参加や情報収集を自ら実践している人がいる一方で、情報通信の進歩への対応についていけず、活用する方法を知らない、利用の機会がないといった人が多く存在します。このような格差を解消し、国が進めるIT革命の取り組みを推進するために、障害のある人の情報通信機器の利用促進に努める必要があります。

### 施策目標

---

重度心身障害児者日常生活用具給付事業等の補助給付制度を利用し、障害のある人への情報通信機器の普及に努めます。

障害のある人が家に居ながら情報収集や相談が容易にできるように、本市のホームページのほか、県北障害児者支援ネット 会員の各ホームページ・電子メールを利用し、インターネットによる情報提供及び相談体制の整備に努めます。

延岡市点字図書館の利用促進を図り、情報収集・提供の場としての施設機能の充実を図ります。

関係機関と連携を図り、就労や社会参加のためのパソコン等の技術習得のための取組みを促進します。

#### 県北障害児者支援ネット

宮崎県北部にある障害福祉に関する事業所や相談事業所、養護学校等の11の機関で形成されている。定期的な研修会や個別ケースの検討を通して、地域資源として障害のある人やその家族の地域生活を支援する。

## 施策展開

障害のある人に対する相談体制の充実と情報機器の普及のために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
重度心身障害者児 日常生活用具給付事業	在宅の心身障害のある人や子ども に対して、日常生活に必要な用具 を給付し、福祉の増進を図る。	給付件数 115件	給付件数 130件
点字図書館・盲人ホーム 管理委託事業	延岡市点字図書館及び盲人ホーム の管理を委託し、運営の効率化を 図るとともに、視覚障害のある人 の自立と社会参加を目指す。	利用者数 28,240人	利用者数 31,000人
パソコンボランティア 養成・派遣事業 (再掲 P.21)	障害のある人のパソコン利用促進 のために専門ボランティアを養成 し、派遣する。	登録者数 0人	登録者数 10人
電子メール相談・情報 提供事業 (再掲 P.26)	児童家庭課の電子メールを利用 し、窓口に来ることが困難な障害 のある人やその家族に対して、相 談や情報提供を行う。	-	相談件数 60件



### (3) 社会参加

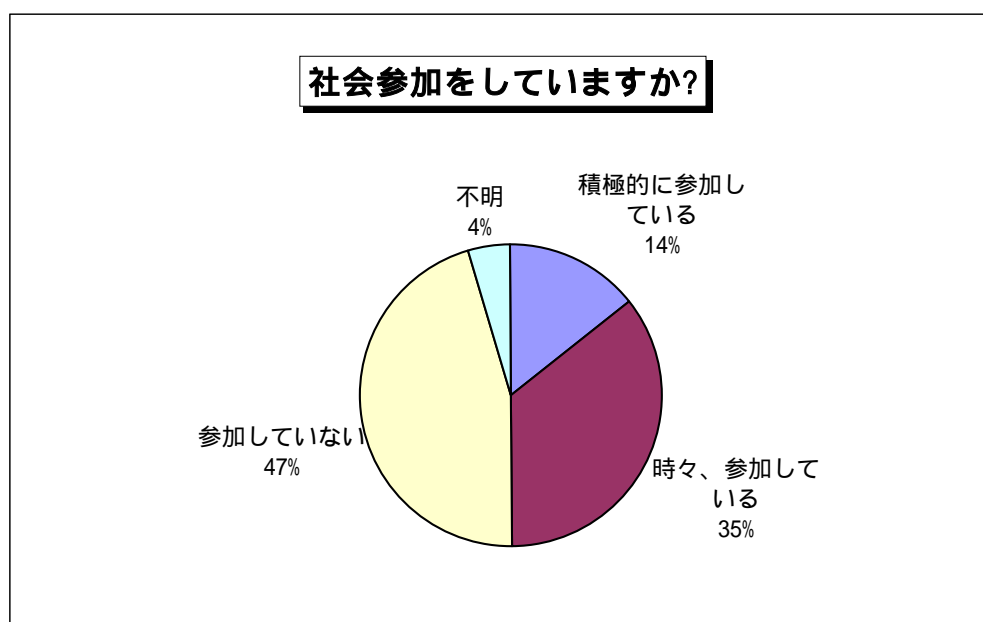
#### 現状と課題

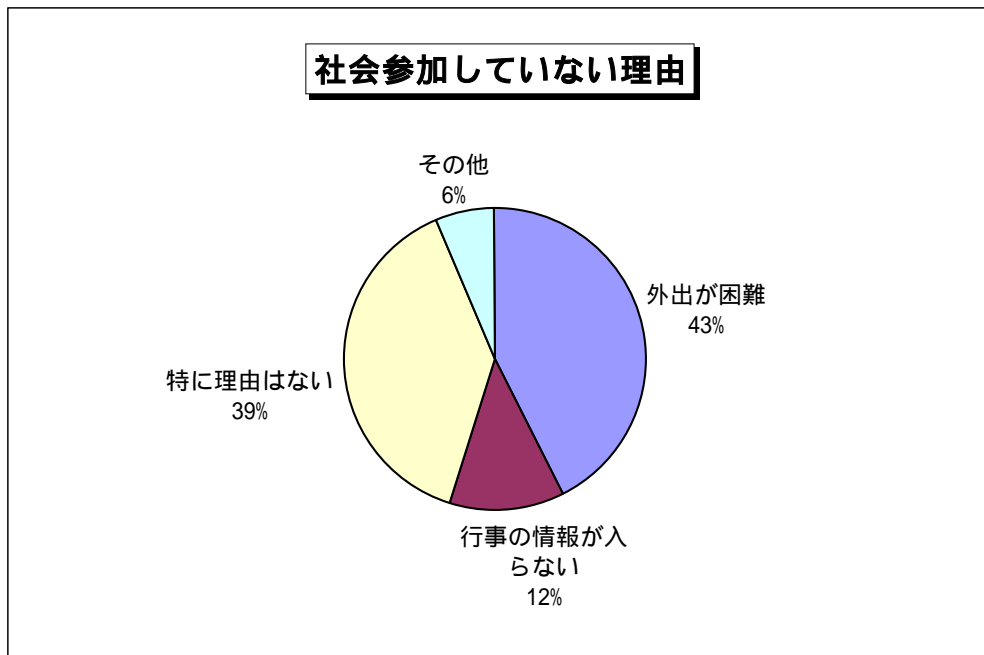
様々な文化活動や余暇活動、スポーツなどは、障害のある人に日常生活の充実感、生きがいを与えるとともに、社会参加の重要な要素となります。

本市では、生涯学習オールガイド等により情報と参加の機会を提供するとともに、障害のある人のスポーツ振興と交流にも努めています。またボランティア団体等によるスポーツ・レクリエーション活動により、障害のある人の文化活動、社会参加の促進を図っています。

『障害者プランに関するアンケート』の調査結果では、社会参加について、「積極的に参加している」が14%、「時々参加している」が35%、「参加していない」が47%となっています。「参加していない」理由としては、「心身の状況により外出が困難」が43%、「行事の情報が入らない」が12%となっています。

今後、障害のある人のニーズに応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の情報と社会参加の機会を提供し、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。





## 施策目標

障害のある人の文化活動や余暇活動、スポーツ等の社会参加を促進し、広報『のべおか』や本市のホームページ等を活用して、行事等の情報提供に努めます。

障害者スポーツ指導員、レクリエーション指導員等を活用し、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

障害のある人の文化活動への参加を支援するとともに、生きがいや充実感を持てるように、情報提供にも努め、障害のある人の社会参加を促進します。

障害や国籍、性別等で差別することなく、誰もが等しく社会参加できる機会を提供し、地域交流や国際交流を促進します。

障害者福祉バスの運行や重度障害者タクシー料金助成事業等の移動に関する事業を継続的に実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

## 施策展開

障害のある人の様々な文化活動等を支援し、社会参加や交流を促進させるために以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
広報紙等の活用 (再掲 P.17.61)	広報「のべおか」や市のホームページ等を活用し、障害のある人をはじめ市民への社会参加のための情報提供を行う。	-	実施回数 年4回
生涯スポーツ推進事業	生涯スポーツの推進により、障害のある人をはじめ市民の健康維持、体力向上を図る。	参加者数 健康教室 2,800人 スポーツ教室 延5,500人	参加者数 健康教室 3,500人 スポーツ教室 延7,000人
心身障害者スポーツ 振興助成費事業	年1回開催される「宮崎県障害者スポーツ大会」の参加のためのバス借上げを支援する。	参加者数 99人	参加者数 110人
心身障害者 ヘルストピア延岡 利用料金助成事業	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、ヘルストピアの利用料金を割引し、社会参加を促進する。	助成件数 10,540件	助成件数 13,500件
文化活動への参加促進	障害のある人の文化活動を支援し、「市美術展」や「若山牧水青春短歌大賞」や「夢コンサート21」などの文化イベント等への参加促進を図る。	広報紙等を活用し、文化イベント等の情報提供を行い、社会参加を促進させるとともに、団体等が主催する文化活動を支援する。	
ハローワールド 国際交流事業	国際交流員の障害福祉施設や団体、養護学校等への訪問、交流会等を実施する。	施設や団体、養護学校等に国際交流員のPRを図り、交流事業の促進を図る。	
地区社会福祉協議会の活用 (再掲 P.22)	障害のある人に対し、市内18地区ある地区社会福祉協議会の地域活動や交流等への参加を促進させ、福祉の向上を図る。	障害のある人に対して、地域活動等の情報提供を行うとともに、地区社会福祉協議会と連携して参加促進を図る。	

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
手話奉仕員派遣事業	聴覚障害や音声・言語障害のある人のコミュニケーション支援のため手話奉仕員を派遣する。	派遣回数 150回	派遣回数 165回
重度障害者タクシー料金助成事業	重度の身体障害のある人（一部）に対して、タクシー券を年間最大で12枚交付し、移動支援と社会参加を促進する。	助成件数 4,990件	助成件数 6,200件
重度身体障害者移動支援事業	車いすを常用している身体障害のある人の社会参加等のために、リフト付乗用車を利用して移動支援を行う。	利用者数 267人	利用者数 280人
身体障害者自動車運転免許取得促進助成事業	身体障害のある人が運転免許を取得する際の費用を10万円を限度に助成する。	助成件数 2件 (県事業)	助成件数 3件
身体障害者自動車改造費助成事業	自動車の運転操作機器に、何らかの改造が必要な身体障害のある人に対して、その改造費用を10万円を限度に助成する。	助成件数 3件 (県事業)	助成件数 3件
障害者福祉バス運行委託事業	リフト付福祉バスを運行し、障害のある人の社会参加を促進する。 17年度から民間委託する。	利用者数 1,920人	利用者数 3,200人



---

## 3 福祉サービス

---

### 現状と課題

身体障害・知的障害のある人や子どもに対する福祉サービスについては、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所、デイサービス等の居宅支援サービスや更生援護施設等の施設支援サービスが、平成15年度より従来の措置制度から障害者支援費制度に移行し、障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、サービスの提供を受ける新しい制度が始まりました。本市では、支援費制度の開始に伴い、これまで未実施であった全身性障害者ガイドヘルパーや知的障害者短期入所、児童短期入所等を実施することになり、その結果、障害のある人やその家族を支援するサービスの幅が拡大しました。

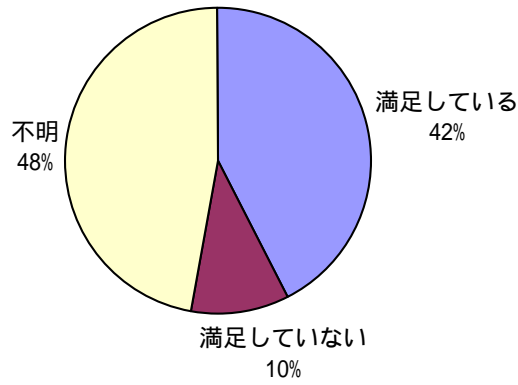
また平成14年度からは、精神障害のある人に対する居宅介護（ホームヘルプサービス）や短期入所事業等を本市で実施しており、小規模作業所や小規模通所授産施設も整備されています。

『障害者プランに関するアンケート』の調査結果では、現在利用中の福祉サービスに「満足している」が42%、「満足していない」が10%、「不明」が48%となっており、満足していない理由として、「サービス量が少なく、満足のいくサービスが受けられない」が42%、「事業者が少ない」が18%、「手続きが複雑で利用しにくい」が10%となっています。

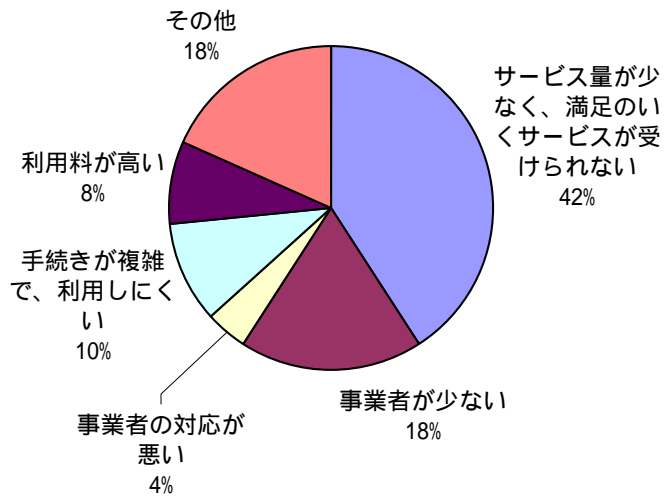
現在、本市では、身体障害や知的障害のある人の福祉サービスの多くが実施されており、制度面の充実は図られてきていますが、精神障害のある人についてはようやく制度的保障が整備されつつある段階です。また、障害の重複化や障害のある人のニーズの変化等により、福祉サービスの利用・調整等に関する相談が増加しています。

今後は、関係機関やサービス提供者との連携を図りながら、障害のある人やその家族が安心して地域生活ができるように、ニーズに即した福祉サービスの提供を行うとともに新たな国の施策の変革に対応していく必要があります。

### 利用している福祉サービスに満足していますか？



### 満足していない理由は？



## 施策目標

---

障害のある人が自己選択・自己決定のもとに福祉サービスを利用できるように、権利擁護や相談体制の充実を図ります。

小規模作業所の運営支援を継続して行い、障害のある人の作業訓練の場の確保に努めます。

障害のある子どもの放課後や長期休暇等の生活の保障又は、障害のある子どもを介護する家族の負担軽減を図るため、レスパイトケアサービス事業の実施を検討します。

地域に存在する福祉施設や学校等の余裕教室、商店の空き店舗を福祉サービス等の拠点として有効利用することを検討します。

施設入所者や入院患者について、関係機関や地域との連携を図り、地域での生活が可能な人については、その家族の理解を得ながら、地域生活への移行を促進します。

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、グループホーム等の整備を促進します。

難病患者等や精神に障害のある人に対する在宅福祉サービスの制度の周知と充実を図ります。



### レスパイトケアサービス

介護を行っている家族が、一時的休息を取って、疲労回復や自己実現の時間として活用するとともに、介護を受ける人も受け身としての負担から開放されることによって、家族の健康破壊や家族崩壊を未然に防ぎ、家族全体の自立した生活を確保するためのサービス。

## 施策展開

障害のある人やその家族が安心して、地域生活ができるように、福祉サービスの充実に努め、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
障害者居宅介護 支援費事業	日常生活を営むのに支障のある心身障害のある人や子どもが身体介護・家事援助・移動介護のヘルパー派遣を受けた時に支援費を支給する。	支給決定者数 137人	心身障害のある人や子どもの状況に応じて、支給決定を行い、在宅生活を支援する。
短期入所支援費事業	在宅の心身障害のある人や子どもが社会的理由等により短期入所した時に支援費を支給する。	支給決定者数 223人	
身体障害者 デイサービス支援費 事業	在宅の身体障害のある人の機能訓練・社会参加等のために、デイサービスを利用した時に支援費を支給する。	支給決定者数 49人	
知的障害者 デイサービス支援費 事業	在宅の知的障害のある人の社会参加等のために、デイサービスを利用した時に支援費を支給する。	支給決定者数 71人	
児童デイサービス 支援費事業 (再掲 P.47)	在宅の心身障害のある子どもが、日常生活動作訓練・社会適応訓練等をデイサービスで受けた時に支援費を支給する。	支給決定者数 41人	
知的障害者地域生活 援助支援費事業	知的障害のある人がグループホームに入所し、生活援助を受けた時に、支援費を支給する。	支給決定者数 25人	
補装具給付事業	身体障害のある人や子どもに対して、身体の失われた部分や日常生活上・職業上で障害のある部分を補うための装具を給付する。	給付件数 1,570件	

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
福祉機器リサイクル事業	使用されなくなった補装具や日常生活用具を回収して、用具を必要とする障害のある人に対して、斡旋（貸与含む）する。	斡旋件数 1,430件	斡旋件数 1,710件
小規模作業所育成事業 （再掲 P.45）	在宅の障害のある人の働く場と作業訓練の場を確保し、作業所の運営支援を行う。	利用者数 82人	利用者数 95人
小規模通所授産施設 （再掲 P.45）	障害のある人で雇用されることの困難な人を通所させ、作業訓練・レクリエーション等を行うことで、社会復帰の促進を図る。	施設数 1箇所	施設数 3箇所
身体障害者訪問入浴サービス事業	在宅の身体障害のある人を支援するため、訪問による入浴サービスを提供し、心身機能の維持等を図る	-	利用者数 5人
在宅障害児育成支援事業 （再掲 P.47）	在宅の心身障害のある子どもの学校の放課後や長期休暇中における、日中活動の場を確保し、児童の健全育成及び生活の質の向上を図るとともに、家族の介護負担を軽減する。	-	登録児童数 20人
精神障害者居宅介護等事業 （再掲 P.45）	精神障害のある人に対して、ホームヘルプサービスの提供を行う。	事業所数 1箇所 利用者数 10人	事業所数 6箇所 利用者数 30人
精神障害者短期入所事業 （再掲 P.45）	精神障害のある人に対して、社会的理由等による短期入所のサービス提供を行う。	対象者がスムーズに利用できるように制度の充実を図る。	
難病患者等 居宅生活支援事業	在宅の難病患者等に対して、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業のサービスを行い、福祉の増進を図る。	日常生活用具 給付件数 3件	難病患者等の状況に応じて支給決定を行う。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
人工透析患者等 通院交通費助成事業	人工透析患者や難病患者等が自ら交通機関を利用して通院したとき、その費用の一部を助成する。	助成件数 87件	助成件数 100件
身体障害者施設 支援費事業	身体障害のある人が施設通所又は入所し、更生に必要な指導訓練や療養等の提供を受けた時、支援費を支給する。	支給決定者数 82人	施設サービスを利用する身体障害のある人を支援する。
更生訓練費等給付事業	施設において、訓練を受けている身体障害のある人に対して、訓練に必要な文房具等を購入するための費用を支給する。	給付件数 277件	給付件数 300件
知的障害者施設 支援費事業	知的障害のある人が施設通所又は入所し、更生に必要な指導訓練や療養等の提供を受けた時、支援費を支給する。	支給決定者数 195人	施設サービスを利用する知的障害のある人を支援する。
知的障害者施設入所者 医療費等給付事業	知的障害者援護施設に入所している知的障害のある人が医療機関にかかったときの経費を負担する。	給付件数 3,350件	給付件数 3,400件
相互利用通所運営事業	授産施設（通所）において、身体障害・知的障害の種別を超えて、相互利用することで、施設の効率的運営と障害のある人の訓練の場を提供する。	利用者数 1人	施設を相互利用する心身障害のある人を支援する。
知的障害者地域生活 支援ホーム事業	知的障害者援護施設に入所している就労が困難な人に対して、地域での共同生活を支援するため、生活援助者を配置して地域生活支援ホームを提供する。	利用者数 2人	生活支援ホームを利用する知的障害のある人を支援する。
成年後見制度利用事業 （再掲 P.26）	判断能力が不十分な障害のある人の権利擁護のために、成年後見制度の申立て費用を支援する。	制度の周知を図り、対象となる障害のある人の福祉の増進を目指す。	

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
特別児童扶養手当	重度の心身障害のある子ども（20歳未満）を監護養育している保護者に手当を支給する。	受給数 194人	心身障害のある人や子どもの状況に応じて、支給を行う。
特別障害者手当	重度の心身障害のある人（20歳以上）で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給する。	受給数 102人	
障害児福祉手当	重度の心身障害のある子ども（20歳未満）で、日常生活において、常時特別の介護が必要な状態の人に支給する。	受給数 63人	



---

## 4 保 健 ・ 医 療

---

### ( 1 ) 障害の予防とリハビリテーション

#### 現状と課題

障害は先天的な要因に限らず、事故や疾病等による後天的な障害もありますが、衣食住が豊かになった現代社会においては、様々な要因が絡み合い、障害が重度・重複化しています。また老人性疾患や精神疾患、脳血管疾患、糖尿病等の高齢化やストレス、生活習慣病等を起因とする障害も増加しています。

本市では、乳幼児から成人までの健康診査・健康相談の推進を図り、市民の健康保持・増進に努めるとともに、県立こども療育センターの巡回療育相談等の相談体制や各関係機関との連携による指導体制の充実等も行ってきました。

また平成14年度から精神保健福祉業務の一部が、本市において実施されるようになり、精神障害に関する相談体制の整備や福祉サービスの拡充に努めています。

今後は、健康診査・健康相談等を継続して推進し、その受診率向上を目指し、障害の予防、早期発見に努めるとともに、障害に対する医学的リハビリテーションの確保と医療サービスの促進に努める必要があります。

#### 施策目標

---

障害の発生や生活習慣病等の疾病の予防のために、健康診査・健康相談の充実を図るとともに、リフレッシュのべおか出前講座等の生涯学習講座を活用して、市民の健康保持・増進を促進します。

市民の心の健康保持・増進のための相談事業等の充実を図り、市民の心の健康づくりを促進します。

障害のある人や子どもの医療費助成事業等の充実を図り、安心して医療が受けられる環境整備に努めます。

## 施策展開

健康診査・健康相談等を推進し、障害の予防と早期発見に努めるとともに、障害のある人の医療費助成等の制度の充実のため、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
生涯学習情報提供事業 (出前講座) (再掲 P.17.19.45)	生涯学習講座を活用して、障害の予防や生活習慣病等の知識を普及させ、市民の健康保持・増進を促進させる。	利用件数 686人 (15年度)	利用件数 800人
小児医療の充実	比較的軽度な初期小児医療を担当する「かかりつけ医」を持つことを推奨し、入院を要する二次・三次の医療に対応できる医療機関との役割分担及び連携を図る。また、これら地域医療の永続的な体制整備のために、小児医療資源の確保を図る。	病状が急変する小児医療の特殊性から、救急医療体制は急務であり、未整備時間帯の整備を図る。	
妊産婦・乳幼児健康相談	乳幼児の発育状況の観察、母親及び父親の育児に関する健康相談。	妊娠中の禁煙・禁酒指導を充実させ、喫煙経験率9%、飲酒経験率7%を低下させる。また気軽に相談に来れる雰囲気づくりに努めるとともに発達心配や母親の精神面の問題を見逃さず次の支援につなげる。	
妊婦・乳児健康診査事業	乳児の心身障害等の異常を早期に発見し、適切な指導援助を行う。	妊婦健診 前・後期1回 ----- 乳児検診 7か月未満1回 1歳未満1回	妊婦健診 前・後期1回 ----- 乳児検診 7か月未満1回 1歳未満1回
5か月児健康相談及び腎臓検診	5か月児の発達状況を観察するとともに、母親に対しても育児等の適切な指導や援助、母親自身の健康相談を行い、併せて腎臓検診も実施する。	受診率(15年度) 健康相談 97.4% 腎臓検診 96.9%	受診率 98.0%

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
<b>幼児健康診査</b> (1歳6か月児健診) (3歳児健診)	幼少期において、身体発育、精神発達の面から重要な時期に健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導・支援を行う。また育児不安や虐待ハイリスクを早期に発見しフォローする。また九州保健福祉大学の協力のもとフォトスクリーナー(写真撮影)による眼科検査を実施する。	受診率(15年度) 1歳6か月児 94.0% 3歳児 88.4%	受診率 95.0%
<b>基本健康診査</b>	いきいき健診を実施することにより、生活習慣病等の疾病を発見し、障害の予防に努める。	受診者数 4,821人	受診者数 9,240人
<b>成人健康相談</b>	成人健康相談を実施することにより、生活習慣病等の疾病を発見し、障害の予防に努める。	実施回数 295回	実施回数 350回
<b>食生活改善推進事業</b>	生活習慣病等を予防するため、正しい食習慣について普及させ、市民の健康保持・増進を支援する。	食生活改善推進員と協力して、生涯学習等を通して、市民の健康保持・増進に努める。	
<b>母子保健訪問指導</b>	訪問指導の必要と思われる新生児及び産後の母親に対し、適切な助言指導を行う。	新生児は希望者だけでなく、要訪問者の選定を検討する。障害のある子どもやグレーゾーンの子どもの対しては、各専門職と連携し、子どもにとって望ましい環境やかかわりができるように支援する。また育児不安や虐待ハイリスク者への訪問を充実させる。	
<b>母子保健地域活動</b>	出産者を訪問し、乳幼児の身体発育、精神発達の面も含めての健康管理について適切な助言指導や各種母子保健制度、健診等の説明を行う。	第1子出産者全員を訪問し、助言等を行うとともに、母子保健上の問題点の把握を行う。また乳幼児健診の未受診者への受診勧奨を行い、受診率向上に努める。	
<b>精神保健福祉に関する相談</b> (再掲 P.45)	窓口において精神保健福祉に関わる相談を実施し、福祉の向上を図る。	相談件数 40件	相談件数 80件

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
スクールカウンセラー活用事業 (再掲 P.52)	いじめ・不登校及び問題行動を起こす児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを中学校において活用し、その効果を検証しながら問題行動等の改善を図る。	配置数 中学校5校に 1名ずつ配置	-
更生医療給付事業	身体障害のある人の日常生活能力・職業能力上の障害を軽減回復させるための医療の給付を行う。	給付件数 7,861件	給付件数 8,800件
育成医療給付事業	身体障害のある子どもうち比較的短期間に治癒の見込みのある子ども、又は確実な治療効果が期待される子どもに対して、生活能力を得るために必要な医療の給付を保健所が行う。保健所と連携を図り、制度の周知等に努める。	給付件数 81件 延岡保健所管内 (15年度)	対象となる子どもの状況に応じて給付する。
乳幼児医療費助成事業	3歳未満の乳幼児の保険診療内医療費のうち自己負担額を除いた額を助成し、障害のある子どもの世帯をはじめ子育て世帯の経済的負担を軽減する。	受給資格者数 3,320人	制度の広報普及、促進や対象となる子どもの拡大を図る。
重度心身障害者(児)医療費助成事業	重度の心身障害のある人や子どもの保険診療内医療費のうち自己負担額1,000円を除いた額を助成(子どもは全額助成)し、障害のある人やその家族の経済的負担を軽減する。	助成件数 28,606件	助成件数 38,000件
進行性筋萎縮症者療養等給付事業	身体障害者手帳を持つ進行性筋萎縮症の人を指定医療機関に入院又は通院させ、その治療や生活指導訓練を行う。	給付件数 0件	給付件数 1件

## (2) 精神保健福祉

### 現状と課題

精神障害のある人に対する施策については、これまでの入院を中心とする医療支援から、地域生活への自立や社会参加を進める方向に変化してきています。本市では、平成14年度に精神保健福祉業務の一部が県から移譲され、精神障害者保健福祉手帳や通院医療費公費負担制度の受付事務や相談業務を実施しています。在宅福祉サービスについても居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所事業等を実施し、小規模作業所や小規模通所授産施設も整備されつつあります。

今後は、精神障害のある人が可能な限り、地域での生活ができるように在宅福祉サービスと相談指導体制の充実を図るとともに、精神障害者地域生活支援センターの整備を促進します。

また、社会環境の変化や人間関係の複雑化などによる精神的ストレスから精神疾患になるケースが増加していることから、市民が心身ともに健康であるために、精神疾患に関する正しい知識の普及をはじめ、健康相談や健康教育の充実を図ることも必要です。

### 施策目標

---

リフレッシュのべおか出前講座等の生涯学習講座を活用して、心身の健康保持・増進、障害の予防や治療について、正しい知識の普及を図り、疾病や障害等に対する不当な偏見・差別の解消に努めます。

精神障害のある人の社会復帰を促進させるために、在宅福祉サービス等の精神保健福祉サービスの充実に努めます。

精神障害のある人の社会生活を支援するために、医療、福祉等の関係機関との協力・連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

## 施策展開

精神障害のある人の地域生活を支援するための福祉サービスの充実のために、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
生涯学習情報提供事業 (出前講座) (再掲 P.17.19.41)	市民に生涯学習の情報を提供し、障害や障害のある人に対する理解を深め、差別や偏見の解消に努める。	利用件数 686人 (15年度)	利用件数 800人
精神障害者 居宅介護等事業 (再掲 P.37)	精神障害のある人に対して、家事援助等のホームヘルプサービスの提供を行う。	事業所数 1箇所 利用者数 10人	事業所数 6箇所 利用者数 30人
精神障害者 短期入所事業 (再掲 P.37)	精神障害のある人に対して、社会的理由等による短期入所のサービス提供を行う。	対象者がスムーズに利用できるような制度の充実を図る。	
小規模作業所育成事業 (再掲 P.37)	在宅の障害のある人の働く場と作業訓練の場を確保し、作業所の運営支援を行う。	利用者数 82人	利用者数 95人
小規模通所授産施設 (再掲 P.37)	障害のある人で雇用されることの困難な人を通所させ、作業訓練・レクリエーション等を行うことで、社会復帰の促進を図る。	施設数 1箇所	施設数 3箇所
精神保健福祉に関する相談 (再掲 P.42)	窓口において精神保健福祉に関わる相談を実施し、福祉の向上を図る。	相談件数 40件	相談件数 80件
精神障害者地域生活 支援センター (再掲 P.26)	精神障害のある人の在宅福祉の中心的役割を担う施設として、相談業務や関係機関とのコーディネートを行い、利用者のニーズに応じた援助を提供する。	-	施設数 1箇所

## (3) 療 育

### 現状と課題

障害発生の予防に努めるとともに、障害を早期に発見し、療育等をはじめるとは、障害のある子どもの発達能力の育成と運動機能等の低下防止につながる重要な方策の一つです。

本市では、健康診査等により、発達段階に何らかの支援が必要と認められた乳幼児に対し、経過を見ながら適切な療育システムへつなげるため、『音楽あそび』や『ことばの相談』等を実施しています。また、恒富保育所と東保育所の『育児家族サークル・りんりん(輪<sup>2</sup>)』では、小グループでの集団遊びの中で、仲間づくり等の体験をしていく場として母子を支援しています。

また療育や訓練が必要な子どもや障害の有無の判定が困難な子どもについては、障害の程度や種別を問わず、『延岡こども発達支援センターさくら園』において、保護者とともに通園し、療育訓練に取り組んでいます。

さらに、県北部の子どもを対象にした宮崎県立こども療育センターの巡回療育相談が本市において実施されています。

本市には、障害のある子どもが利用できる専門の訓練施設がなく、その機能を県内外の遠方に求めなくてはなりません。県立こども療育センターとの連携により、さくら園で療育訓練を受けることができますが、今後は、その機能の充実と関係機関との連携による療育体制の整備が求められています。

### 施策目標

---

関係機関が連携を図り、子どもの発達状況に応じた療育サービス、保育、教育の提供とその環境整備に努めます。

延岡こども発達支援センターさくら園の運営を支援し、療育機能の充実に努めます。

障害のある子どもやその家族が安心して地域で暮らせるように、県立こども療育センターや児童相談所、保健所等と連携を図り、相談指導体制の充実に努めます。

## 施策展開

障害のある子どもやその家族が安心して、地域生活ができるように、関係機関との連携のもと療育支援等を実施するにあたり、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
乳幼児育成指導事業 (1歳6か月児フォロー教室 「音楽あそび」) (ことばの相談)	幼児健診等を通じて、発達に遅れがあると思われる幼児に対して、具体的な遊びの種類や方法の提供、ことばについての相談を実施し、適切な療育について検討する。	「音楽あそび」は、終了後のケアについて検討する体制の充実を図る。ことばの相談では、九州保健福祉大学との連携強化を図る。	
児童デイサービス 支援費事業 (再掲 P.36)	在宅の心身障害のある子どもが、日常生活動作訓練・社会適応訓練等をデイサービスで受けた時に支援費を支給する。	支給決定者数 41人	心身障害のある子どもの状況に応じて、支給決定を行う。
子育てサークル 「輪 <sup>2</sup> (りんりん)」	保健所、健康管理課で行われている健診等で継続ケアの必要が認められ、グループでの交わりが好ましいと思われる家族のグループケアを関係機関と連携して行う。	施設数 2箇所	施設数 2箇所
障害児療育強化事業	障害のある子どもの日常生活訓練・適応訓練等の療育を行い、障害のある子どもの育成を助長する。また母子通園を通して親の教育指導も行う。	1日平均 利用者数 17人	1日平均 利用者数 25人
地域療育機能強化事業	理学療法士等を配置し、障害のある子どもの機能訓練等の療育を行う。	登録児童数 27人	登録児童数 30人
在宅障害児育成 支援事業 (再掲 P.37)	在宅の心身障害のある子どもの学校の放課後や長期休暇中における、日中活動の場を確保し、児童の健全育成及び生活の質の向上を図るとともに、家族の介護負担を軽減する。	-	登録児童数 20人

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
<p>児童相談所 (知的障害者更生相談所) や保健所との連携</p>	<p>心身障害のある子どもやその家族、精神障害のある人の地域生活を支援するため、児童相談所や保健所との連携を図り、適切な指導等を行う。</p>	<p>健康診査等を通して、児童相談所(知的障害者更生相談所)や保健所との連携のもと、心身障害のある人や子どもに対して、適切な支援・指導を行う。また精神障害のある人に対する支援・指導についても保健所との連携のもと行い、福祉の増進を図る。</p>	
<p>宮崎県立こども療育センターとの連携</p>	<p>こども療育センターの医師・訓練士等が県北の障害のある子どもや発達に遅れのある子どもに対し実施する巡回療育相談を連携して行い、適切な療育指導・訓練を行う。</p>	<p>受診数 398人</p>	<p>対象となる全ての子どもが受診できるように、関係機関と連携を図り、巡回療育相談等の療育体制の充実を図る。</p>



---

## 5 教 育

---

### 現状と課題

障害のある子どもは、その障害の発生時期にも因りますが、早い時期は乳幼児期から障害とともに人生を歩んでいかなければなりません。

本市では、保育所等での障害児保育をはじめ、『延岡こども発達支援センターさくら園』の療育活動等により、障害のある子どものニーズに応じた支援を行うとともに、延岡市就学指導委員会との連携を図り、障害のある子どもの適切な就学のために、その保護者に対して助言・指導を行っています。また、養護学校等の特殊教育学校においても教育相談を実施しており、障害のある子どもやその保護者に対する相談体制の充実が図られています。

小中学校では、特殊学級や恒富小学校の『ことばの教室』『きこえの教室』『こころの教室』の通級指導教室を通して、障害の種類や程度、子どものニーズ等に応じた教育支援や普通学級・特殊教育学校間との交流教育を推進しています。

さらに、学習障害（LD）や注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもに対する支援についても取り組んでおり、大学等の関係機関との連携を図りながら、その支援方法や研究を行っています。

また、学校施設についても、障害のある子どもが安全かつ円滑に、学校生活を送ることができるように、施設のバリアフリー化に努めています。

今後は、障害児保育や療育相談体制の一層の充実を図り、保育所、幼稚園、小中学校の連携のもと、障害のある子どものニーズに応じた教育支援を行い、社会参加と自立に進めていく必要があります。

#### 学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

### **注意欠陥／多動性障害（ADHD）**

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業への機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定される。

### **高機能自閉症**

3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成さの困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## **施策目標**

---

障害児保育の充実を図り、保育士等の技術・指導の向上に努めます。

就学指導委員会と関係機関との連携を図り、早期からの就学相談・指導を推進します。

ことばの教室、きこえの教室、こころの教室の通級指導教室の充実を図り、子どものニーズに応じた教育支援を行います。

子どもの相談体制の充実を図り、不登校や思春期の児童生徒のこころの健康保持・増進に努めます。

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもへの指導・支援について、関係機関と協力して研究・研修等を行い、教職員の技術・指導の向上に努めます。

## 施策展開

関係機関との連携のもと、障害のある子どものニーズに応じた教育支援のために、以下のよう  
な施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
障害児保育事業	保育に欠ける心身障害のある子どもを保育所に受け入れ、他の子どもとともに集団保育することにより、健全な社会性、人格の成長発達を促進させる。	実施保育所数 7箇所 受入児童数 7人	実施保育所数 9箇所 受入児童数 9人
就学时健康診断事業	小学生新入生を対象に、健康診断及び発達検査を行い、適正な就学を指導する。	受診率 99.5%	受診率 100%
児童生徒健康診断	児童生徒の健康の保持増進を図るため、毎年定期的に、健康診断を実施する。	受診率 99.2%	受診率 99.5%
就学援助事業 (特殊教育就学奨励費補助)	特殊学級に在籍する児童生徒等の学用品や修学旅行、通学等に関する費用を支援する。	対象となる児童生徒等への支援を行う。	
就学指導委員会 運営事業	小学校新入生及び在学児童生徒等を対象に、発達検査や保護者との教育相談等を通して、適正な就学を指導する。	対象となる全ての児童生徒等の適正な就学を目指す。	
幼稚園 ことばの教室設置事業	言語等発達に関して遅れのある幼児に早期に対応し、個々に応じた指導内容・方法を作成、実施することにより障害の改善を図る。	通級指導の充実を図る。	
恒富小学校 通級指導教室設置事業	市立小学校の通常学級に在籍しており、軽度の障害のある児童生徒に対し、個々に応じた特別指導を行う。現在、ことばの教室(言語障害)、きこえの教室(難聴)、こころの教室(情緒障害)が設置されている。		

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
スクールカウンセラー活用事業 (再掲 P.43)	いじめ・不登校及び問題行動を起こす児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを中学校において活用し、その効果を検証しながら問題行動等の改善を図る。	配置数 中学校5校に 1名ずつ配置	-
「子どもと親の相談員」の配置	学校生活上の問題や基本的な生活習慣が身につけていないことなどから不登校に陥る児童の早期発見や早期対応、未然防止を図るための相談員を配置する。	配置数 小学校2校に 1名ずつ配置	-
スクールアシスタント事業	主に中学生が抱えるいじめや不登校等への対策また学校教育活動における家庭・地域社会との連携を支援するための「スクールアシスタント」を活用し実践的な調査研究を行う。	配置数 中学校3校に 1名ずつ配置	-
障害児教育支援事業	肢体不自由等の障害のある児童生徒を対象に介助員を配置し、学校内外における教育活動の支援を行う。	介助員の拡大を図る。	
学校施設 バリアフリー化事業	校舎を新しく建て替える際に、施設のバリアフリー化に取り組み、既存の学校については、障害のある児童生徒が在学する学校を優先し、段差解消や専用トイレの設置等のバリアフリー化を図る。	実施校 16校	実施校 26校
特別支援教育に関する 教職員等の研修	学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の障害のある児童生徒のニーズに応じた適切な教育支援を行うため、全ての小中学校に特別支援教育コーディネーターを養成・配置し、特別支援教育の充実を図る。	県教育委員会主催により、専門家等を講師とする研修会を実施。 (小中学校教諭22名が受講)	全教職員に対する特別支援教育の研修体制の充実を図る。

---

## 6 雇 用 ・ 就 労

---

### 現状と課題

障害のある人にとって、経済的自立や社会参加の促進のために、雇用や就労の問題は欠くことのできない重要なものですが、相談窓口においては「障害・疾病により会社を辞めざる得なくなった」、「仕事についていけない、仕事したいが障害のある人を雇用してくれる企業がない」といった相談が数多くあり、障害のある人の雇用・就労が進まないのが現状です。

昭和35年に制定された「障害者の雇用の促進等に関する法律」には、民間企業、国、地方公共団体等が障害のある人を雇用しなければならない『障害者雇用率』を定めています。これにより企業、国、地方公共団体は障害のある人の雇用の促進に努めているところですが、社会の経済情勢の厳しい中、雇用主の一層の理解と協力が必要です。

本市では、行政機関をはじめ市内の対象となる企業の理解と協力を得ながら、障害者雇用率の達成に努めるとともに、宮崎県障害者雇用促進協会から派遣されている『障害者雇用コーディネーター』や宮崎障害者職業センターから派遣されている『職場適応援助者（ジョブコーチ）』と連携を図り、障害のある人の就労支援・相談に応じています。

今後も企業をはじめ雇用主や市民に広く、障害のある人の雇用についての理解を求め、障害のある人の社会的・経済的自立の促進を図るとともに、公共職業安定所や障害者雇用促進協会、宮崎障害者職業センター、授産施設、小規模作業所等の関係機関との連携を図り、雇用の場の確保に努める必要があります。



### 障害者雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められており、事業主は、障害者雇用率以上の身体障害者または知的障害者を雇用しているようにしなければならない。平成 16 年度現在、一般の事業主は 1.8%、一定の特殊法人は 2.1%、国及び地方公共団体は 2.1%、一定の教育委員会が 2.0%の雇用率となっている。

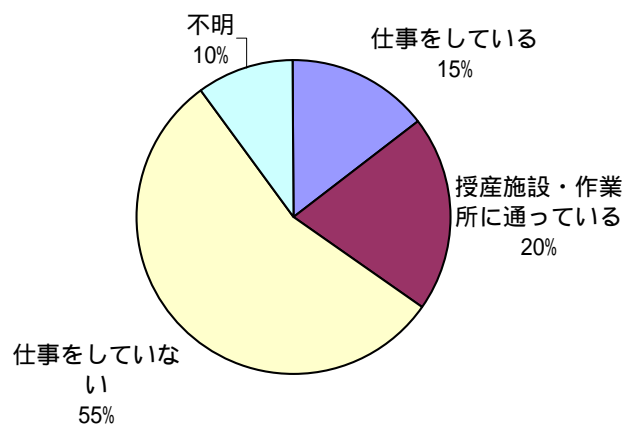
### 障害者雇用コーディネーター

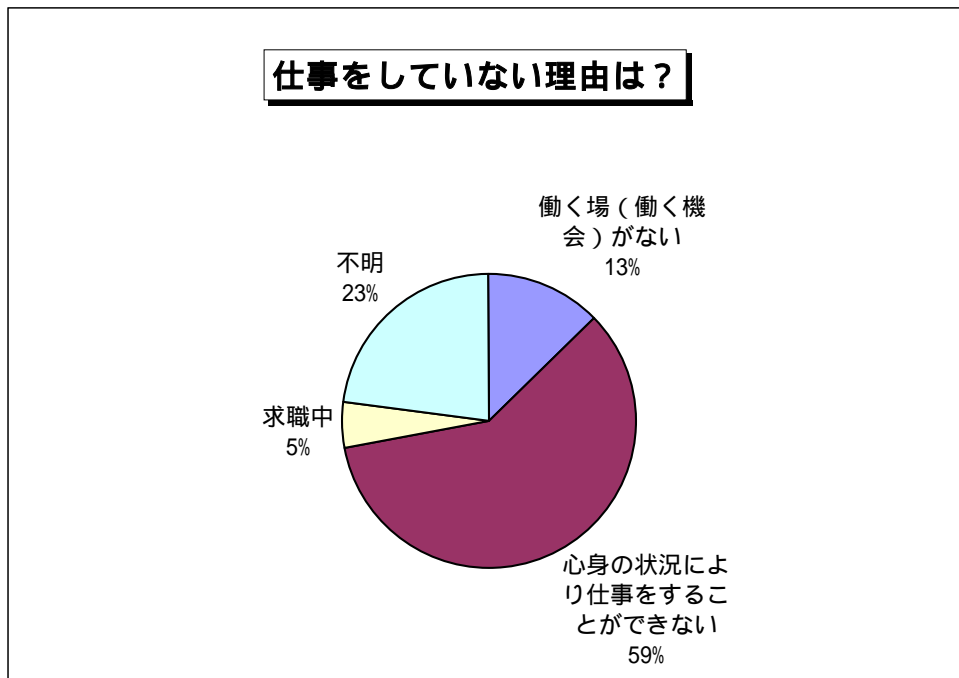
宮崎県障害者雇用促進協会に属し、障害のある人の就労に関し、事業者や関係機関との連絡調整を行い、就職してからのフォロー等の総合的な就労支援を行う。県内に 8 人、うち県北地区に 1 人配置されている。

### 職場適応援助者（ジョブコーチ支援事業）

知的障害や精神障害のある人を中心に、就職または職場適応に課題を有する障害のある人の雇用促進及び職業生活の安定を図るため、障害者職業センターから職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、職場内での支援を行う。

### 現在、仕事をしていますか？





## 施策目標

---

公共職業安定所や障害者職業センター等との連携を図り、就職や職場定着を支援するとともに、雇用に関する各種助成制度について周知を図ります。

障害のある人の能力や特性に応じた雇用の確保について、雇用主への理解と協力を求め、授産施設・小規模作業所、学校等との連携を図り、障害のある人の就労を促進します。

障害者雇用コーディネーターとの連携を図り、障害のある人の就労・雇用の相談体制の充実に努めます。

## 施策展開

関係機関との連携のもと、障害のある人の就労支援のため、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
公共職業安定所や障害者職業センターとの連携	各機関との情報交換等による連携を図るとともに、トライアル雇用事業やジョブコーチ支援事業等の制度周知を行う。	障害者雇用コーディネーターや各関係機関と有効に連携を図り、障害のある人の就労支援を行う。	
就職支度金給付事業	身体障害のある人が就職する際に、支度金を支給する。	給付件数 1件	給付件数 2件
盲人施術施設近代化整備助成事業	視覚障害のある人がマッサージ、鍼、灸の施術業を新規開設又は施術室の改造等を行う費用の一部を助成する。新規開業は60万円、改造等は25万円を限度に補助する。	助成件数 1件	助成件数 2件
養護学校等の生徒進路相談	養護学校等が主催する高等部2・3年生を対象にした進路相談において、就職等の進路について適切な指導・助言を行う。	対象となる生徒等に対して、就労・進路について、適切な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携を図り、就労等についての情報提供に努める。	
障害者雇用コーディネーターの活用	宮崎県障害者雇用促進協会から派遣されている障害者雇用コーディネーターと連携し、障害のある人の雇用相談等の充実を図る。	相談件数 188件	相談件数 200件

---

## 7 生活環境

---

### (1) 人にやさしいまちづくり

#### 現状と課題

国は、ノーマライゼーションの理念に基づき、誰もが安心して快適に生活できる環境を整備し、積極的に社会参加ができるように、建築物や公共交通機関、道路等の生活空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めています。

本市では、平成7年度の『障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業』により、市庁舎や川中地区のバリアフリーに努めるとともに、その他の公共施設・道路、市営住宅等も『障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合計画』に基づき整備を実施してきました。

近年の整備状況としては、平成13年度に市内路線バスにノンステップバスを導入し、ビーチの森すみえ前公衆トイレには、車いす利用の人だけに限らず、人工肛門によりストマ用装具を装着している人（オストメイト）も利用しやすいように整備しました。また、14年度には、JR土々呂駅のホーム嵩上げ・スロープ設置、15年度に、延岡市植物園に障害者用トイレを設置し、市道については、13年度からバリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業による歩道の段差解消とカラー舗装を順次整備しています。

『障害者プランに関するアンケート』の調査結果では、現在の生活環境について、「おおむね快適である」が71%、「快適でない」が17%、「不明」が12%となっており、快適でない理由としては、「利用できる交通機関や施設が少なく、外出する機会がない」が32%、「自宅に段差等があり、生活に支障がある」が20%、「自宅周辺に段差等があり、外出に支障がある」が18%、「地域住民との交流がなく、不安である」が21%となっています。「快適でない」と答えた人の7割が、段差解消や交通機関等のバリアフリーに関する意見となっています。

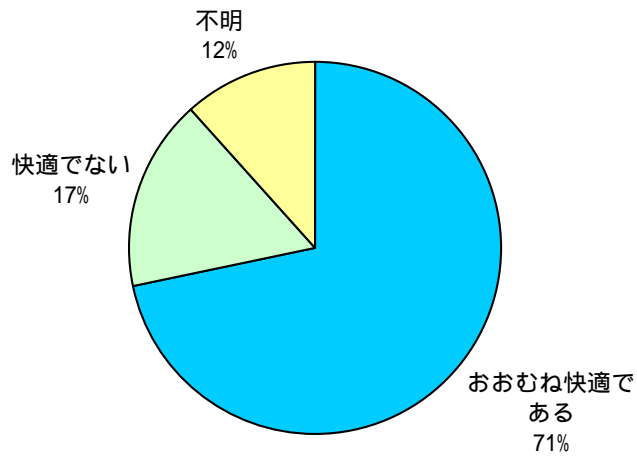
今後も、障害のある人が安全で、快適に外出や社会参加ができるように、バリアフリーの環境整備を図る必要があります。

## ユニバーサルデザイン

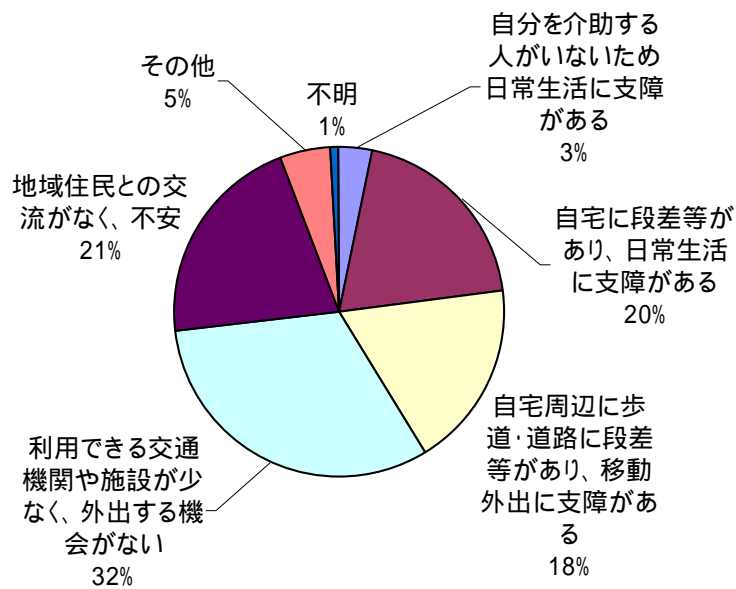
バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



### 快適に生活できる環境ですか？



### 快適でない理由



## 施策目標

建築物、公共交通機関、道路や歩行空間等のバリアフリー化を図ります。

公園や水辺空間等の憩いのスペースを誰もが快適に利用できるように、バリアフリー化を図ります。

障害の有無にかかわらず、誰もが安全で、快適に生活できる社会づくりのために、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

## 施策展開

障害のある人が安全で、快適に外出や社会参加ができるように、バリアフリーの環境整備に努め、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	段差や路面の凹凸、老朽化による破損で通行に支障をきたしている路線において、カラー舗装を行い、車道との違いを明確化する。また歩道の縦横断勾配を均一化するなどの整備を行い、安全で快適な歩行空間を確保する。	総延長 5,463m 進捗率 66% 3,605m	進捗率 100%
特定交通安全施設等整備事業	歩道の有効幅員の狭い箇所や未設置場所において、歩道の設置・拡幅・段差改善等を行い、安全で快適な歩行空間を形成する。	総延長 1,000m 進捗率 69% 690m	進捗率 100%
交通安全総点検	障害のある人をはじめ道路利用者の参加のもと、道路交通環境の点検を行い、行政と住民・企業など地域が一体となって、交通安全の確保を目指す。	参加者数 50人	参加者数 50人

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
高質空間形成施設事業	障害のある人をはじめ市民が利用する都市計画道路を一体的に整備し、障害のある人をはじめ市民が安全で、快適に利用できるようにする。	山下新天街のアーケード建て替えに伴う道路整備。 総延長 335m 幅員 8m	
公園等施設整備事業	市内の都市計画公園を計画的に整備・改良し、障害のある人をはじめ市民の憩いの場、安全で楽しいコミュニケーションの場として充実に図る。	整備数 178 / 200 箇所	整備数 188 / 200 箇所
障害者用トイレの設置	市内の都市計画公園等に障害者用トイレを設置する。	設置数 20 箇所	設置数 23 箇所
心身障害者世帯向け公営住宅整備事業	車いす利用の身体障害のある人や視覚障害のある人の世帯向け公営住宅を整備する。	戸数 28 戸	戸数 35 戸
障害者住宅改造助成事業	心身障害のある人の居住環境改善のために必要な費用の一部を助成する。	助成件数 6 件	助成件数 8 件
自治公民館建設補助事業	公民館の新築・改築の際に、バリアフリー整備を含めて、新築・改築に必要な費用の一部を助成する。	助成件数 9 件	助成件数 9 件
広報紙等の活用 (再掲 P.17.31)	広報「のべおか」や市のホームページ等を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及啓発に努める。	-	実施回数 年 4 回

## (2) 防災・防犯

### 現状と課題

災害や事故が発生したときに、障害のある人が不安に思うことは、誰が、いつ、自分を助けてくれるのかという点です。実際には、災害等が発生したときは、誰もがその被災者になるため、日頃からの災害等に対する備えと自宅周辺の把握、最寄りの避難施設・場所の状況を知っておく必要があります。

そのため、本市では、平成12年度に『障害者防災マニュアル』を延岡市ボランティア協会と連携して作成し、障害のある人に対し、日頃から災害等に備えておくべきこと、自分の存在を地域住民にアピールすることなどを通して、地域での支援体制がとれるよう周知に努めてきました。

しかしながら平成14年3月に発生した工場火災では、災害は自然災害だけではないことを再認識させられ、災害時の情報を入手することが困難な人に対する情報提供の方法等が問題提起されました。また平成16年度には、台風による河川増水に伴う避難に際し、障害のある人や高齢の人の避難支援の対応について論議されました。

今後は、障害のある人が安心して地域で生活できるように、関係機関が連携を図り、障害のある人の防災・防犯対策に取り組み、地域を中心とした支援ネットワークを確立する必要があります。

### 施策目標

---

防災・防犯知識の普及に努め、障害のある人自身の参加による防災・防犯訓練の実施を促進します。

消防、警察、福祉の関係機関と連携を図り、障害のある人をはじめ災害時に支援の必要な人の情報・位置等の把握に努めます。

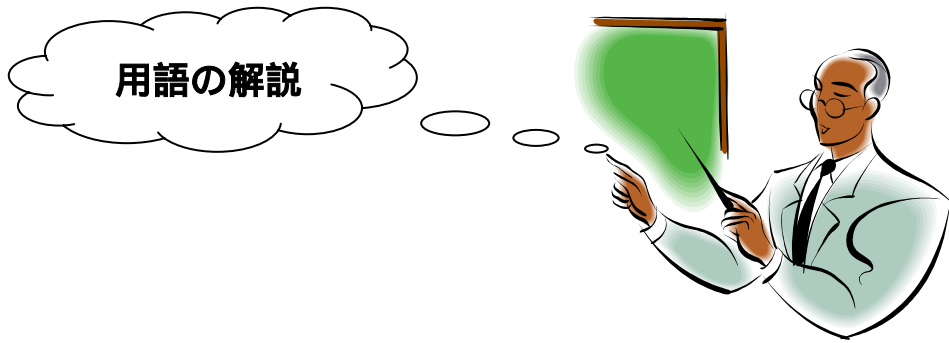
緊急通報装置等の給付事業の周知と制度利用の促進を図り、緊急時の連絡体制を整備します。

地域住民による防災・防犯ネットワークの整備を促進し、地域住民が障害のある人等を見守り、避難などを支援する体制づくりに努めます。

## 施策展開

障害のある人が安全に安心して地域で暮らせるように、防災・防犯に関して、以下のような施策の展開を図ります。

施策名	概要	16年度現状	26年度目標
地震・津波対策訓練	沿岸部において地震・津波が発生した際の避難誘導・応急救護等の訓練に障害のある人に参加してもらい、防災知識の普及に努める。	実施回数 年1回 (15年度)	実施回数 年1回
めひかり 電動車いす教室	今後、利用の増加が予想される電動車いすの安全な利用について、自動車学校、交通安全協会、延岡警察署等の協力を得て、講習会を実施する。	実施回数 年1回 参加者数 50人	実施回数 年2回 参加者数 60人
防犯機器の普及 促進事業	警察署・防犯協会が連携して、障害のある人をはじめ市民に対し、各種イベント、該当キャンペーンで防犯機器のPRを実施する。	実施回数 年1回	実施回数 年1回
防犯灯設置事業	各地域の防犯灯設置は、原則各区にお願いし、市は設置にかかる費用を助成している。障害のある人をはじめ市民の防犯に寄与する。	設置数 7,945箇所	設置数 8,700箇所
緊急通報装置設置事業	単身の身体障害のある人に対して、緊急時の連絡確保のための装置を貸与する。	貸与件数 0件	貸与件数 3件
自主防災組織育成事業	地域で組織された自主防災組織に防災資機材を配備する事業。障害のある人をはじめ市民の防災に寄与するもの。	配備数 51箇所	配備数 101箇所
障害者防災支援事業 (再掲 P.22)	災害等の発生時に、避難等に支援が必要な障害のある人を登録し、地域との連携のもと、防災に関する支援を行う。	早期の整備を目指す。	



## 【 あ 行 】

### ESCAPアジア太平洋障害者の十年

「ESCAP」とは、国連経済社会理事会の地域委員会の一つで、アジア太平洋地域の経済、社会開発のための協力機関であり、域内外の経済関係を強化することを目的とする機関。加盟国は61ヶ国である。「アジア太平洋障害者の十年」とは、ESCAP域内各国による国際的障害者施策推進運動であり、1992（平成4）年4月に決議された。

### インフォーマルサービス

公的機関が行う制度に基づいたサービスではなく、近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことをいう。

## 【 か 行 】

### 学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさすもの。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

### 県北障害児者支援ネット

宮城県北部にある障害福祉に関する事業所や相談事業所、養護学校等の11の機関で形成されている。定期的な研修会や個別ケースの検討を通して、地域資源として障害のある人やその家族の地域生活を支援する。

## 高機能自閉症

3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

## 【 さ 行 】

### 障害者ケアマネジメント

多様なニーズをもった障害のある人が、自分の機能を最大限に発揮して地域で健康に過ごすことを目的として、フォーマル及びインフォーマルな支援と活動のネットワークを組織し、調整し、維持することを計画する人（チーム）の活動をいう。

### 障害者雇用コーディネーター

宮崎県障害者雇用促進協会に属し、障害のある人の就労に関して、事業所や関係機関との連絡調整を行い、就職活動から就職してからのフォロー等の総合的な就労支援を行う。宮崎県内に8人、そのうち県北地区に1人配置されている。

### 障害者雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められており、事業主は、障害者雇用率以上の身体障害者または知的障害者を雇用しているようにしなければならない。平成16年度現在、一般の事業主は1.8%、一定の特殊法人等は2.1%、国及び地方公共団体は2.1%、一定の教育委員会が2.0%の雇用率となっている。

### 障害者生活支援事業所

在宅の障害のある人に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める支援、ピアカウンセリング、生活情報の提供等を総合的に行い、障害のある人やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するための相談事業所。本市は、ぱれっと（社会福祉協議会）、きらり（光紀会）に委託している。

## 障害者支援費制度

平成15年度から施行された新しい障害福祉サービス制度。これまで「措置制度」であった在宅・施設サービスが、利用者の自己選択・自己決定のもと、サービス提供事業者との「契約」に基づいて行われる。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ支援事業）

知的障害や精神障害のある人を中心に、就職または職場適応に課題を有する障害のある人の雇用促進及び職業生活の安定を図るため、障害者職業センターから職場適応援助者（ジョブコーチ）を派遣し、職場内での支援を行う。

## 成年後見制度

財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自ら行うことが困難であるような認知症（痴呆症）、知的障害、精神障害のある人など、判断能力に制限のある人の保護体制の充実と法律行為全般の援助のために、家庭裁判所が後見人・保佐人・補助人を選任する制度。

## 【 た 行 】

### 地域福祉権利擁護事業

知的障害や精神障害のある人、認知症の人などの自己判断により、様々なサービスを適切に利用することが困難な人に対して、福祉サービスの利用援助や日常生活の見守り・金銭管理の支援を行う事業。

### 注意欠陥／多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業への機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能障害があると推定される。

## 【 な 行 】

### ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

## 【 は 行 】

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### びわこミレニアムフレームワーク

「アジア太平洋障害者の十年」の最終年である2002（平成14）年5月に滋賀県大津市で開催された会合にて提唱された行動目標で、「すべての人々のための社会、社会的・経済的・文化的のみならず制度的・物理的・態度的なバリアのない社会、すべての個人の人権に基づく社会の3つの社会の実現に向けた問題、行動計画や戦略」を概説した。さらに、この会合で「アジア太平洋障害者の十年」は、2012年まで延長された。

### ピアカウンセリング

「ピア」とは仲間のことで、自分の体験を踏まえて同じ仲間の相談（カウンセリング）を行うこと。専門家のカウンセリングと異なり、障害があるという共通の経験から社会生活を営むうえで必要な生活能力の習得や個別的支援等を行い、自立に寄与する。

## 【 や 行 】

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## 【 ら 行 】

### リハビリテーション

障害ある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであり、障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、自立と参加を目指すとの考え方。

### レスパイトケアサービス

介護を行っている家族が、一時的休息を取って、疲労回復や自己実現の時間として活用するとともに、介護を受ける人も受け身としての負担から開放されることによって、家族の健康破壊や家族崩壊を未然に防ぎ、家族全体の自立した生活を確保するためのサービス

## 【引用（順不同）】

「国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）について」

アジア太平洋障害者の十年 HP

「障害者基本計画」平成14年12月 厚生労働省

「教育課程編成資料Q & A」平成14年3月 宮崎県教育委員会

「今後の特別教育支援の在り方について（中間まとめ）」平成14年10月 文部科学省

「改訂 社会福祉用語辞典」平成6年4月 中央法規

「行動のためのびわこミレニアムフレームワーク案～内閣府仮訳」 総務省

「第4版 障害者ケアマネージャー養成テキスト」平成15年9月 中央法規

# 參考資料

1 延岡市の障害者数の推移							
<b>身体障害者手帳</b>							
各年4月1日現在（単位：人）							
障害種別	年度	平成16年			平成11年		
		18歳以上	18歳未満	計	18歳以上	18歳未満	計
視 覚		447	3	450	561	3	564
聴 覚 ・ 平 衡		547	17	564	669	19	688
音声・言語・そしゃく		64	1	65	65	1	66
肢 体 不 自 由		2,788	70	2,858	2,932	70	3,002
心 臓		1,009	22	1,031	638	23	661
呼 吸 器		57	2	59	56	1	57
腎 臓		347	0	347	270	1	271
ぼうこう・直腸		116	3	119	101	4	105
小 腸		0	1	1	2	0	2
免 疫 機 能		1	0	1	0	0	0
合 計		5,376	119	5,495	5,294	122	5,416
<b>療 育 手 帳</b>							
各年4月1日現在（単位：人）							
障害種別	年度	平成16年			平成11年		
		18歳以上	18歳未満	計	18歳以上	18歳未満	計
判 定 A		332	82	414	264	67	331
判 定 B 1		273	45	318	228	34	262
判 定 B 2		118	40	158	93	19	112
合 計		723	167	890	585	120	705
<b>精神障害者保健福祉手帳</b>							
各年4月1日現在（単位：人）							
		平成16年			平成11年		
1 級		23			20		
2 級		231			160		
3 級		54			20		
合 計		308			200		

## 2 計画策定の経過

	策定チーム、庁内課長幹事会、懇話会、意見を聴く会等
平成 16 年 6 月 2 日	第 1 回延岡市障害者プラン策定チーム (策定方針・今後の日程等について)
6 月 25 日	延岡市障害者プランに関するアンケート調査開始(～7月23日)
6 月 29 日	第 1 回 延岡市障害者プランに関する意見を聴く会 実施 (雇用・就労、教育、人権啓発に関すること。第 2 回策定チームを兼ねる。)
7 月 14 日	第 2 回 延岡市障害者プランに関する意見を聴く会 実施 (福祉サービス、生活環境に関すること。第 3 回策定チームを兼ねる。)
7 月 28 日	第 3 回 延岡市障害者プランに関する意見を聴く会 実施 (保険、療育、医療、防災に関すること。第 4 回策定チームを兼ねる。)
10 月 12 日	第 5 回 延岡市障害者プラン策定チーム (意見を聴く会・アンケート調査結果報告、プランの基本理念等)
10 月 27 日	第 1 回 延岡市障害者プラン庁内課長幹事会 (第 5 回 策定チームの決定事項)
11 月 1 日	第 1 回 延岡市障害者プラン懇話会 (第 1 回 庁内幹事会の決定事項)
11 月 15 日	第 6 回 延岡市障害者プラン策定チーム(項目別検討)
11 月 25 日	第 7 回 延岡市障害者プラン策定チーム(項目別検討)
12 月 16 日	第 8 回 延岡市障害者プラン策定チーム(項目別検討、計画案)
12 月 22 日	第 2 回 延岡市障害者プラン庁内課長幹事会(計画案)
平成 17 年 1 月 19 日	第 2 回 延岡市障害者プラン懇話会(計画案)
2 月 3 日	第 9 回 延岡市障害者プラン策定チーム(数値目標)
2 月 10 日	第 10 回 延岡市障害者プラン策定チーム(数値目標)
2 月 16 日	第 3 回 延岡市障害者プラン庁内課長幹事会 (数値目標、計画案)
2 月 28 日	第 3 回 延岡市障害者プラン懇話会 (数値目標、計画案)

### 3 延岡市障害者プラン懇話会規則

#### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条の第3項の規定に基づき策定する延岡市障害者プランについて広く意見を反映させるため、延岡市障害者プラン懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 社会福祉に関して識見を有する者

(2) 社会福祉事業に従事する者

(3) 社会福祉に関する活動を行う者

(4) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成17年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて市長が召集し、会長が議長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第6条 懇話会の庶務は、福祉保健部児童家庭課において処理する。

#### (その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

#### 4 延岡市障害者プラン懇話会委員名簿

団体・所属機関等	職名	氏名
延岡市医師会	理事	吉田建世
九州保健福祉大学	講師	土永典明
延岡児童相談所	相談判定係長	黒木亜子
延岡保健所	地域保健課長	藤本洋子
延岡市社会福祉協議会	常務理事	高橋民弘
延岡市民生委員児童委員協議会	副会長	吉永清
延岡市ボランティア協会	理事	斎藤順子
延岡養護学校	教務主任	安田好宏
のぞみ園	施設長	青木すま子
さくら園	事務長	佐藤豊子
芽ばかり作業所	所長	工藤慶子
延岡市障害者団体連絡協議会	監事	一宮暢
宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部	会長	横山祐子
延岡市城山家族会	会長	葛原義信

( 会長 副会長 )

## 5 延岡市障害者プランに関する意見を聴く会 実施概要

### 1 開催の目的

延岡市障害者プランの策定にあたり、障害福祉施設や団体から障害福祉施策への要望、意見等を聴取し、今後の障害福祉施策の充実と発展に向けて、障害者プラン策定の基礎資料とする。

### 2 開催日程

第1回	第2回	第3回
平成16年6月29日(火)	平成16年7月14日(水)	平成16年7月28日(水)
13:00~15:00	10:00~11:30	10:00~11:30
市役所本庁 講堂	社会教育センター	社会教育センター
【内容】 雇用・就労 教育 人権啓発	【内容】 福祉サービス 生活環境	【内容】 保健・療育・医療 防災

### 3 参加団体

延岡市視覚障害者福祉協会	ひかり工房
延岡市聴覚障害者協会	さくら園
延岡市肢体障害者福祉協会	のぞみ園
延岡市肢体不自由児者父母の会	カンナ工房
宮崎県手をつなぐ育成会延岡支部	ゆうあい福祉作業所
延岡市腎友会	芽ばかり作業所
日本オストミー協会宮崎県支部東北ブロック	もちの木福祉作業所
宮崎県向声会延岡支部	ふじの木福祉作業所
延岡市城山家族会	大瀬作業所

## 6 延岡市障害者プランに関するアンケート調査 実施概要

### 1 調査の目的

延岡市障害者プランの策定にあたり、延岡市に住む障害のある人の生活の実態と要望、意見等を把握し、今後の障害福祉施策の充実と発展に向けて、障害者プラン策定のための基礎資料とする。

### 2 調査期間

平成16年6月25日 ~ 平成16年7月23日

### 3 調査の方法

- 1 延岡市内の障害福祉施設、小規模作業所、居宅生活支援サービス提供事業者に依頼し、福祉サービスを利用している在宅の障害のある人や子どもに配布・回収。
- 2 延岡市内に住む身体障害者手帳及び療育手帳の所持者の中から無作為に抽出した621人に郵送にて配布・回収。
- 3 延岡市健康管理センター窓口にて、精神に障害のある人に配布・回収。

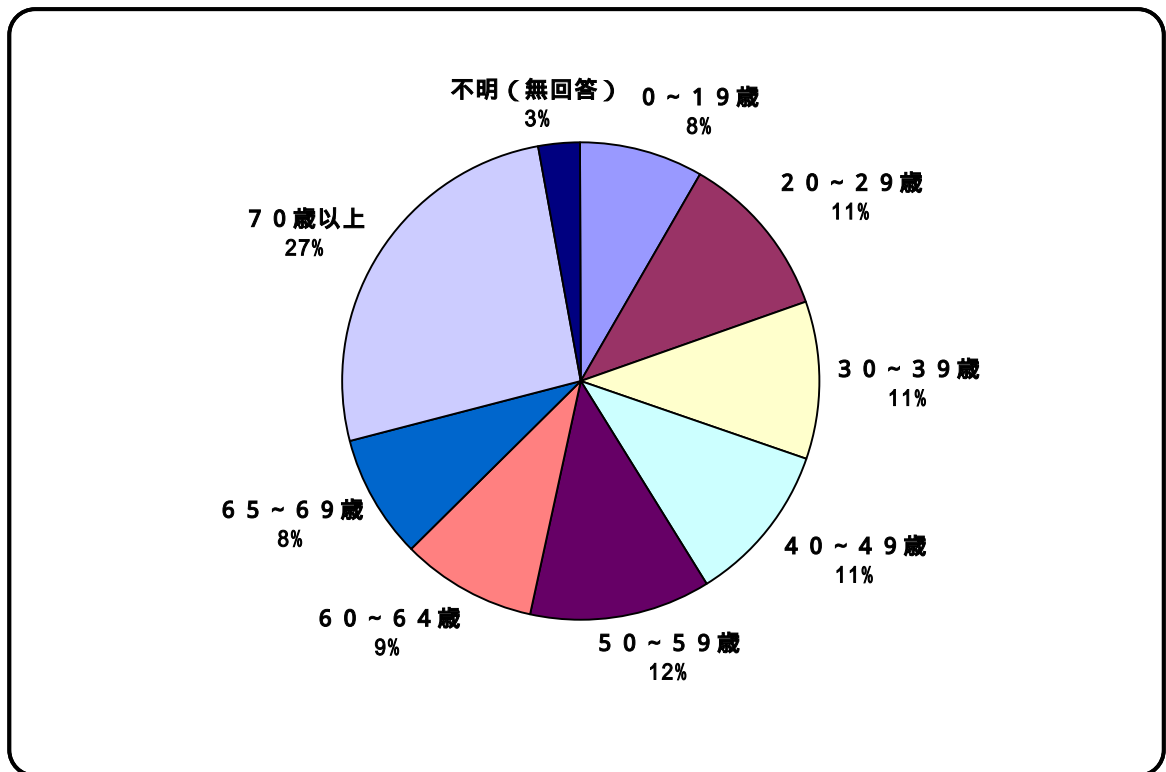
#### アンケート集計状況（障害別）

区 分	配布数	回収数	回収率
身体障害者（児童含む）	673	314	47%
知的障害者（児童含む）	205	131	64%
精神障害者	52	40	77%
計	930	485	52%

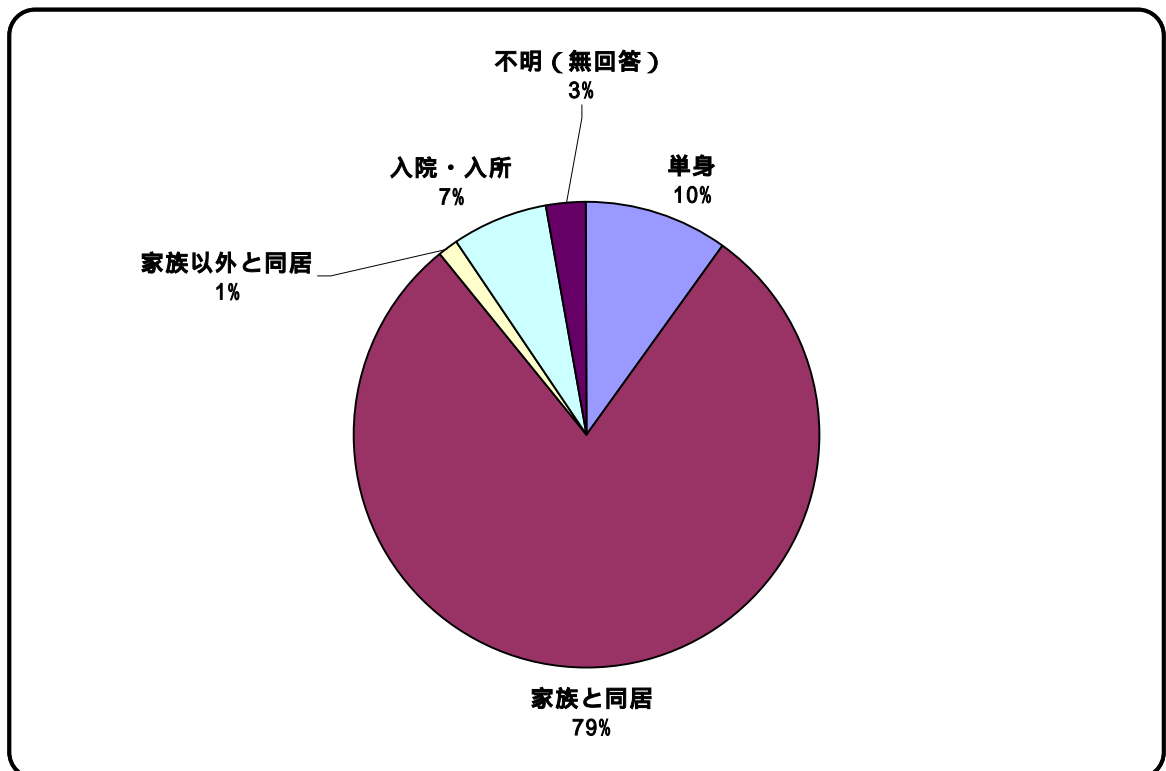
#### 手帳所持者数（平成16年4月1日現在）

身体障害者手帳 : 5,495人（うち18歳未満の児童：119人）  
療育手帳 : 890人（うち18歳未満の児童：167人）  
精神保健福祉手帳 : 308人

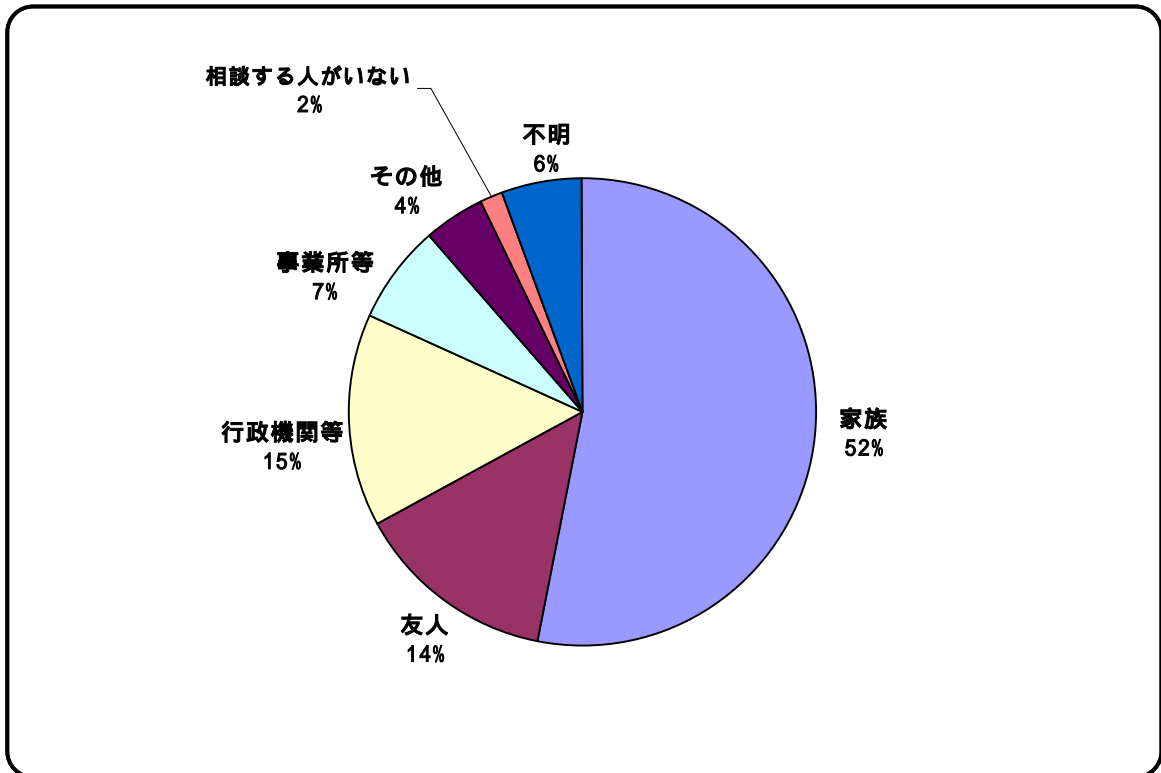
### アンケート回答者の年齢層



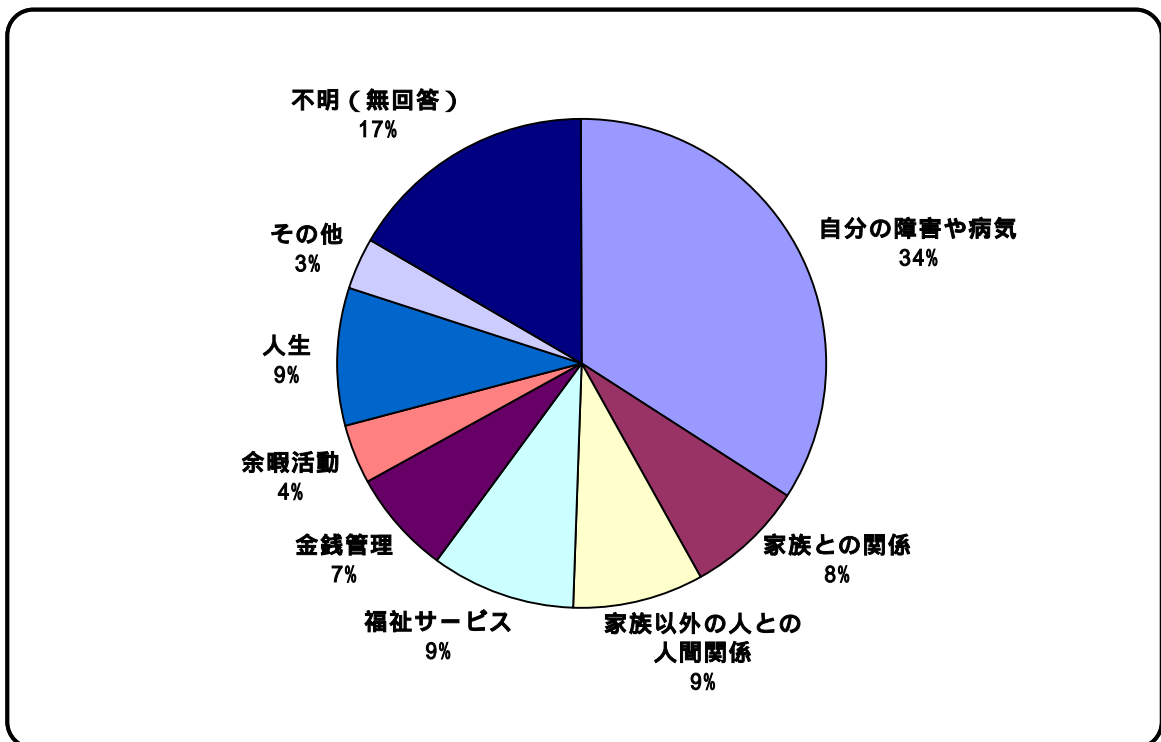
### 家族等の同居の有無



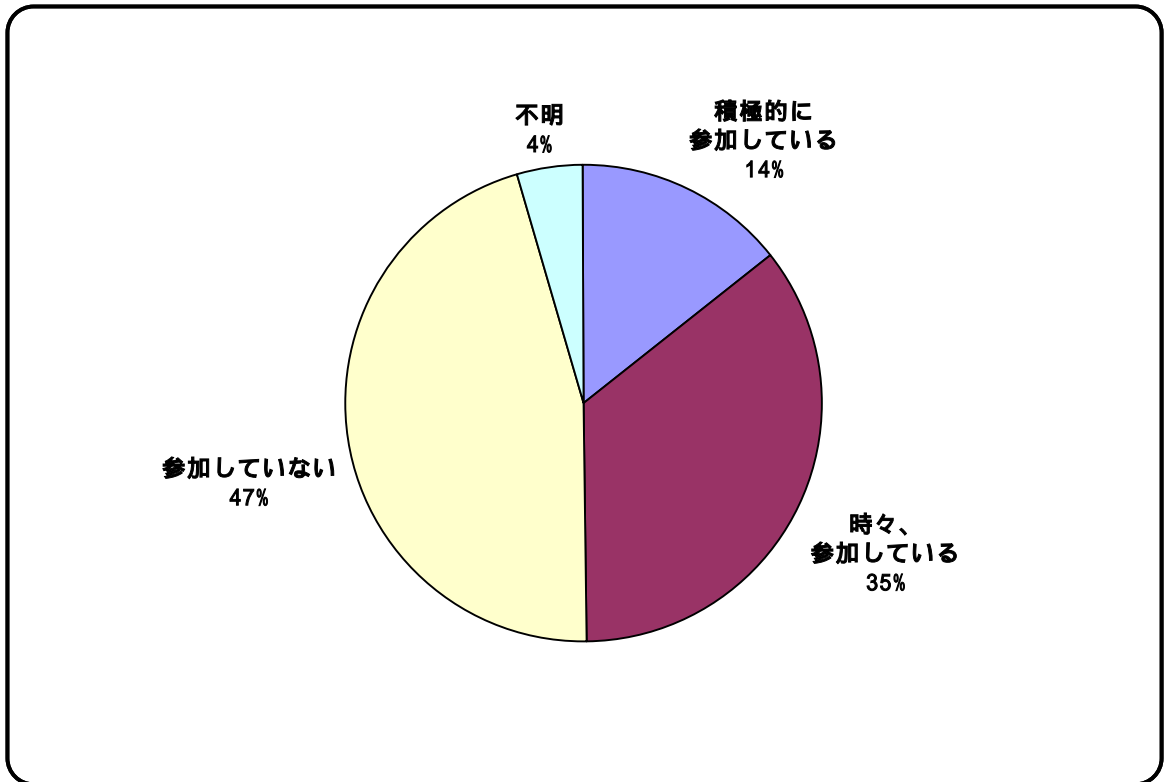
悩み事などの相談相手（複数回答可）



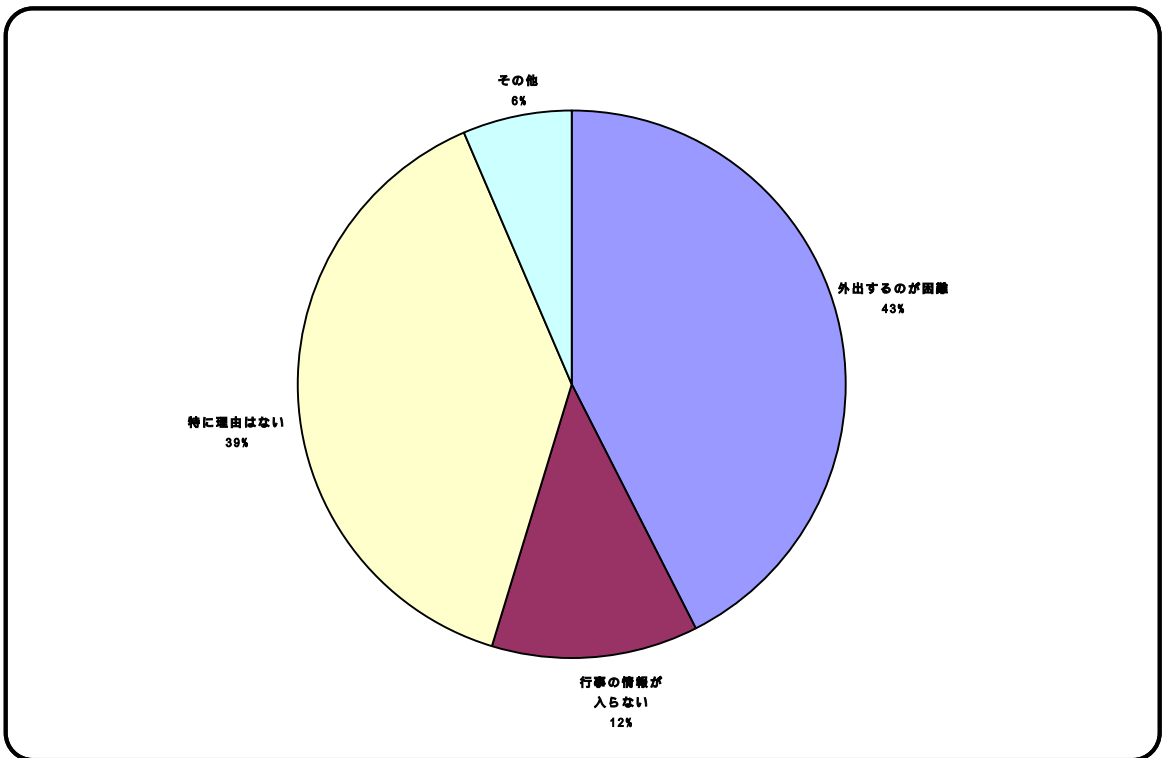
悩み事の内容（複数回答可）



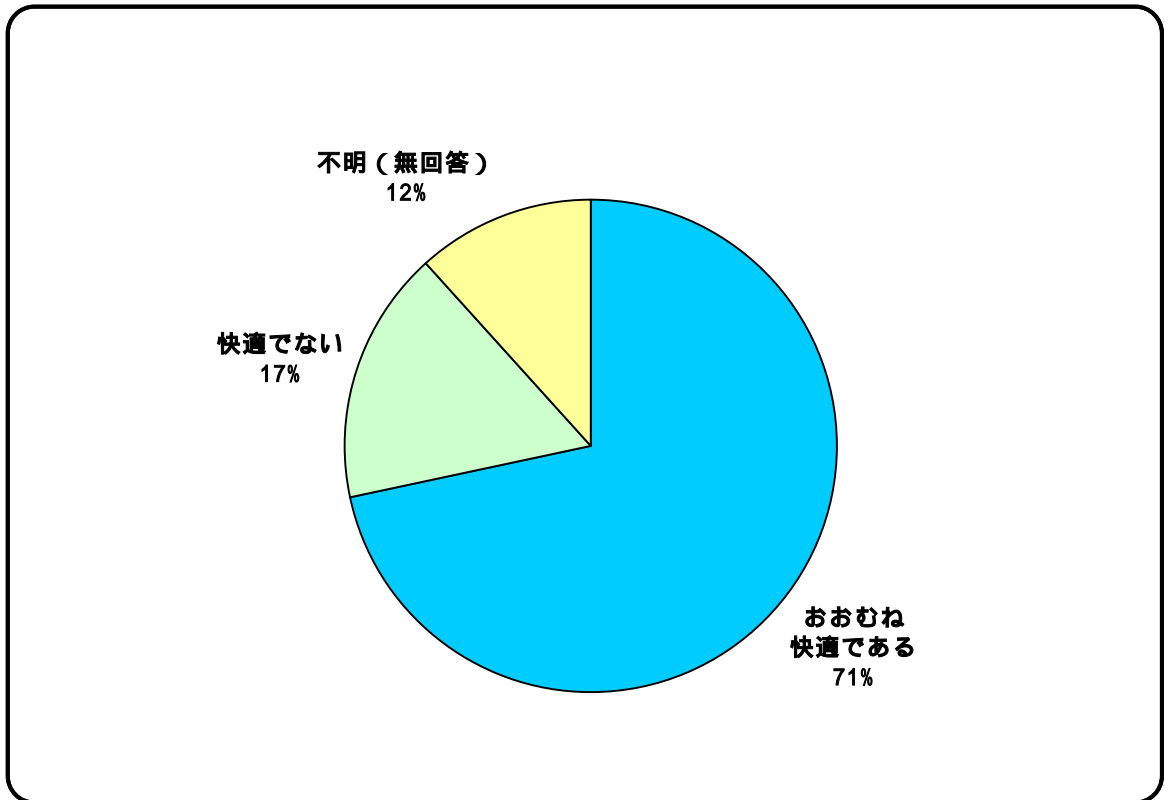
### 地区の行事や福祉イベントなどへの参加



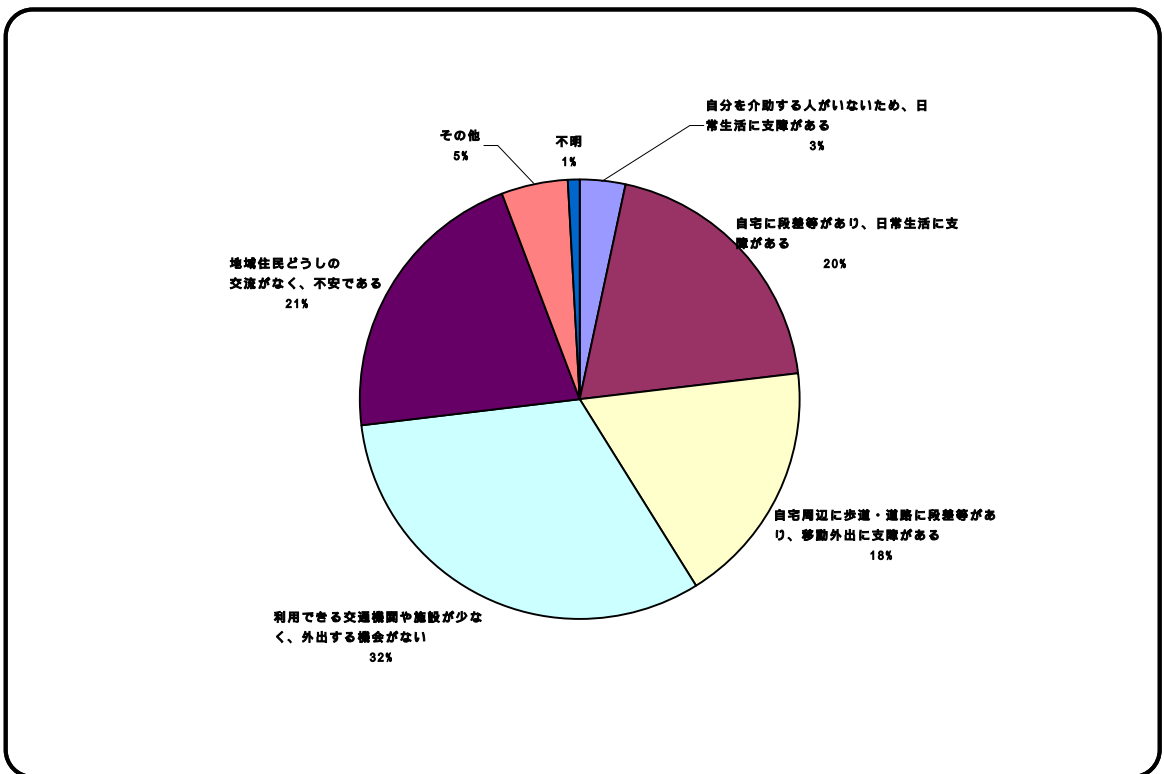
### 参加していない理由



### 快適に生活できる環境かどうか



### 快適でない理由



7 障害福祉施策の国内外の動き ~ 年表			
年 月	国 内 (延岡市)		国 外
1947年(昭和22)	12月	児童福祉法 公布	
1949年(昭和24)	12月	身体障害者福祉法 公布	
1950年(昭和25)	5月	生活保護法 公布	
		精神衛生法 公布	
1951年(昭和26)	3月	社会福祉事業法 公布	
1960年(昭和35)	3月	精神薄弱者福祉法 公布	
1965年(昭和40)	8月	母子保健法 公布	
1970年(昭和45)	5月	心身障害者対策基本法 公布	
1980年(昭和55)	(延岡市)「障害者福祉都市」に指定される。		
1981年(昭和56)	(延岡市)3月定例議会にて		
	「障害者の完全参加と平等実現のための決議」採択。		
	12月	政府「障害者の日」宣言	【国連・国際障害者年】
1982年(昭和57)	3月	政府「障害者対策に関する長期計画」を策定	12月 第37回国連総会 「障害者に関する世界行動計画」を採択。 「国連・障害者の十年」宣言
1983年(昭和58)	(延岡市)「健康都市宣言」		
1987年(昭和62)	9月	精神衛生法の改正 精神保健法	
1992年(平成4)	(延岡市)「延岡市障害者福祉推進懇話会」設置		【「国連・障害者の十年」最終年】
	4月	ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」決議	
1993年(平成5)	3月	政府「障害者対策に関する新長期計画」を策定	
	12月	心身障害者対策基本法の改正 障害者基本法	
1994年(平成6)	6月	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」公布。通称：ハートビル法	
	(延岡市)		
	「健康文化と快適な暮らしのまち創造プラン」策定		

年 月	国 内 (延岡市)		国 外	
1995年(平成7)	6月	政府「障害者週間」設定		
	7月	精神保健法の改正		
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
	12月	政府「障害者プラン」策定 (延岡市)		
		「延岡市障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」に着手(3年間)		
1998年(平成10)	4月	「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」公布。 「精神薄弱」「知的障害」		
1999年(平成11)		(延岡市)「延岡市障害者プラン」策定		
2000年(平成12)	5月	「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」公布。通称：交通バリアフリー法		
2002年(平成14)	5月	身体障害者補助犬法 公布	10月	ESCAP「アジア太平洋障害者の十年」 最終年ハイレベル政府間会合(滋賀県大津市)
	12月	政府「障害者基本計画」を閣議決定。「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)を策定		
2003年(平成15)	4月	「支援費制度」施行		